駿甚旅行（抜萃本）

1 [illegible] 5
381

[illegible]一

門 イ 5
號 381
巻

明治[illegible]七年二月十二日
内田[illegible]氏寄贈

孫基雑話巻一

老学自叙

ほりく身の幽味に苦と思ひけれは武藝は彦わかりありそれの道を務る
幾を結ひて結業とせるとしてよりまのことく或は撥を採て薄邸に游ひし
ありしか是を更に乞師に孫命にて元位小忠家去せしのち老子旧学を脩めまた
を備へて一生を終るへきなりしかとこのうきをもみて仕事をうくさるちから数の儀を
辞しておくひ故郷に帰り住せしこの身老朽腐てやみて五十前すなる
役にせし人あまてりさまにされとなくの歳月を経て今はまたよくひ七十にあまり
四の年まて学問に志しさへに人に師表されるへき道ありしまく又わ
ことその材能もなくしてもかしく世にあるまてに学ないなきまてのまきれて経
と信して古き聞書人とは日ろより心にあるると深きこの世に治まるのあまよ
ましてあふされてそ書くなからうみの中興をあり大としてわかりて長病とかとめ痛
と思へてかえは書を読書をくそれの分あり日指をて学信算学術の
実用にわたる座中に往来の学は難を恐れ人あたしてふ翁のに序集をわかり
しときは得備てるて紀編纂章を学のしたるは年月を勝せしか或は息信

日の光を仰ぐが如く古人已に務む予も其の学に志ありしかども未だ筆すして良師なき
おくらしむるハ徒傍らくの従事聴衆して程朱を主信し中疑ひ信し定見なき
りし程子ましくして文むずかしく威儀を讃す其り年四十にして進むきけんそ人
始て程朱此学に志り易経のさまるのとなりてそれより日本程朱の書をと
く人を驚かし思を覃ふかうして年三十年仏を帯を去りたくさればいよく深く
に造(まさ)し其心得て近くおちハ是人後学をも必多く後人に疑問したれハ陸象の陸
の道あり是陸象の道あるこれ其の道あらハ蓋し此れハ程朱の道なり程朱の道
て孔子の道を出て陸象の道を出て是陸象の道を以て是陸象の道なり
てこの己の道を守りて老荘の学なりより信する所あるすて仏老をもろ
ても宗門のてもあるしより信する所の実見をなして実にある所あるを得ての恐
地の学と蒙を心を極ひたれハ其虚中を除き論をもて気色之を立て其を見る
百年来偏見の学をもて今日学者をもちひと共に道の学をもって来る
また真西山魏鶴山えまハ許魯斎呉草廬明また薛敬軒胡敬斎の徒
とそれを学の道をもって程朱とその道を信せしハ一代の碩学にして宋儒
まて古の道を經程朱より楊升庵まてに至るまで諸儒徒の書をもてハ程朱を信す

少しの学術の徒におゐてハ向きするにとまつてさまざま明の中にもそれハわかや
其学術も正しく名教に離れざる者の中は陽明が如く良知の学を説く者も
あるより陽明の学風をまなび陽明の流を汲みてしもそれ其流の中にて陸学の
あるハ是より世の学者良知を説て離れて程朱を棄て良知を説て其の学の
ろの学の学者陽儒陰仏の徒となりてやまぬ諸賢よく思ひて又陸王の徒
とひ汗下あるも顧みずして何ぞの程朱をまなびて之を述ぶ其識にあらずして其学
今此儒者の中にある学者の中にも程朱の学を信せぬ者も学識をもって師とする
なるハこれを議論する事の卿を非ひ異議をして其説を何ぞ弁ずるに韓愈のいふを見
ても其を説きてもとなりて其の説に数学師説学者の徒と説き新説をなす
よりて見て其の書をもて尾張の学の師となりて国家百年以来其至る
名儒の徒も同じく師伝世学者ありける学の業をもて程朱を守りて学を
論するも横説を以て公道とそもその世に世にもちゐる儒者を守りて
と為て儒者とありめりて老荘の儒にて其を学とし其人の欲して独程の論を
てを帰して道一大家を成しをいたしてもの其宋の説をなす
理をまもりて道をなして此説の尼連をなしてもまた韓愈の儒老を論しぬ

まく物のまを排斥してありて其の要術に比せしめ其の要領に帰して書とて天地鬼
神臨之在上質之在傍と相ひしこの今様もちのものあらため切にせる又
深く精密のものにもおとる所あるなりのところ何此立言を持さへうん

年内の立春

其春は年内に来る事を不覩を戒慎をも不聞を恐懼するといふ歌の本源にて
なるなり 其のつひに歌を詠む事ものゝ始終の中に一首
むねと首にあてゝ其の本源の地を知らしめやうにするとのたとひ
は年も暮るなぜかかくのなりぞ 今ぞ今かとて及ぶ人にも春の来る
此歌の歌は一首ありて伝統の立てり今へ古今集の巻頭にあたる不
方の歌をも此の歌の意をも伝へて力ある歌にて之の歌とも二十一代集とて此家
この集の春の巻頭にすゑたるは実の意の心の第一なるを知らせる
とりて春をわけてよみたるは春の始といふ二条に物をせし
物く何のけきりなしもとそなれくましいなきなきの種を
せし所を前くきつきけるものとおもえんとやまへ人ぞなきの道にもなく
ましとお思ひくにおもされて 相よきとそにちきる作者てい本しさればかり也

と思ふ作は歌の始めなきといふまもあらん古きとすゑ作りてもよふ
一首のきを取る精解の時信歌の事あれはなりのきりをも見へてもいふも年の内
春の来りと同し一首のきさを知るに歌の心まてあり 年の内にも
来るよのちの時にもそれを知るの理と鹿野屋の考ありこゝといふもちるなる
なり濂渓先生の義は是也といふもいれるなり其の作のさひ其の歌の関と見る又
国をも其の先に見えもちてこれといふ為にてもいふ人あるやいふんと為に一首に思
これ其の句をも我歌の作者の考とすべきなりにけるなり人をまもこそ
よてよりあふをれも始まりはまた心の始めなきといふそうすまするなり
勉強をとくかと力をといふ心を勝ちの足しされと之方此歌頭のかものきみそうもあらな
常に此の歌をきふみさへなと伝へし 常にお分りて我心の有とすることの助なることあれ

袖ひちての歌

廣中ひとり和歌をよめる人ありしに今まそ之方の頭にかれもいつわるなる
くる人に此歌の数をしてこれにまするにとも思ひよりし人なりとしも物も作ると
よくそれをいふは古今集は和の集をちなひを知るとてみれも撰者のみなりと
こうも只の心をもさしてよのつくす挑し一歳の之方此頭にさし継て費

国のうたも人の神のちからを師とせしも月令に孟春のはじめに東風解
凍とあるを始として今日まで大方は春風の詠とて其は陽和の気を
寓部の志すものなりけるを作者これ露顕したるにはあらねと蜂腰
にまさと春風の詠とてよくいへるかたちはよきかなへりとてさきをも体
あまりすかりに一毫の景物をぞ述て此後を其枝の題をはなれ事を抱ひ持く伝
わかれ其中に一首の中にも歌枕とたりけるの風やとて雅事を
今の春よりのうちたるかく結ひしる子細の事にある物にのり詠みおけある事を
情にあらはれた句の道にはる詠と古今集にのせたり今にまでも其句を
のことなるうたの言わざりけるの連哥の法のうちにも雪月花あるやうに
作りさまていふ漢魏の楽府古詩のことは今にいたるまで淡と漢魏の詠は実にかりり
哉のてかの法あり初梅とふるまてしも雨をむすびしたのもなく古今集の詠ともの
なりえの言葉ことの後の作者の名にたとへ人をまていひて是に見えたる法をもとして
探者よりも人のさすよりあるにも文章は此にとかくとあるは時代の盛衰に法なるに
うつりあるなりはやらに思ひそめてゆくことは今の節のつらにも見えたる詠歌の
偏に大かた古今をはじめてあまたの世にかくの詠を伝へて思ふ人もあれその作りにて文

のさるもへ又織田備後守一族言語の和するなかにて手跡に及ひなと俳偕者の歌
老年手中勢にもいはしき一族のある和たりしは歌の此修とあることのなりし也とて和歌の身
と謂ふくし此味をものいひしたるの代言語の家を坊井河原なといふ其のかたへ中勢
よりひの此事を尊ひてもとまり其風の心をとくて見るなり神のちからにおよぶ詠をあまりけん
るとて元現顕のちなまは神のちから結の世にあることとなりつまりちのあるの和歌はいえ
ふ子を得ましたることに今又和俳にて其ことにいたりて春をたのしむ人の風やとも浅へはよき家
みそうなりしよう詠にてしたらうくおもひたるかくもあるうちにもこころへあるまで随よるけ
ものはなし人もなきものを我も心にかなはんとて中勢のうたはきりきりもしみて好者の人の
殊にいとをしきものも翁のうたのありても昔春秋の世に列国の士大夫宴会の時
に及ぶ言の詩の詞を詠じてまつたまた志をのべしとかいへり。後にも世々絶えず魏晋よ
りまつはことの国ありて詩を織する代々に巧拙と筆事なとなりし事も此なけ
うた真やまと詞にいたりて神の道を結ぶくにも歌を好む人をうなれは尚えとるに
まさなくひも心して自のうたにも詠する事は今なほ詠を時もあらめてより
よろしくおもひ人の心もやすくしてなほあらまほしくなん
白河院五月の頃後より此年の時節に趣ける親好のうたの心ある也といふ後

頼政して一首得せまほしく思へしに女房此舟中にて詠ぬかうなりなまく我婦
きふておほ吟したるハ中くあはれなしくちを今の人ハ海にてきゆうんけれとし
給へれなれとそハわとうまれゆの歌をわとらまゆはえひとらる今あれなりら作者
へなれ思しなまは我平家の紳のうちの歌をわりゆにてそのき氏かうふきさ
そのか半へ月令の今ある人ハすう此ならもろなる感情あって
きうへ給ふ月人のニ百篇の詠を詠ひしもそのうくあふそしてやすしおゆるなり
その平家に信長とつまひかりて自録してむその陳書とみつうる学問あって
理のお座ふと志ろへとわりそのうう打きろうなり古今忠臣義士の分量ほと
篇おしきろすハなりとて長使英雄涙満襟とひとしけれ
座中の人々感しあへりとぞ

巻二

絵本集の歌

まさひゝ歌ひとゝし得るたるによけし人のさるとありちゝ今百首叡覧に編集せ
しよすうとて得とよせしむ忠の古今の志のをしらる人と関してゆく人の多めちの歌々
某の世の名分のゆひそめ萬なりわまりとえてとりあしこゝろなんもや

そのまゝと同志の人々も世にかなるまゝておもてよみさまとかくうう我るゝも得よ
てわかくありてけふよりやと同けはさまれとして遠ふも志を今あるとふいひのうゆらて
記を志しともやと一ゆきもせむとひしゆうあらる人の語をしに翁甚財たちくいちて
けるなりの事しりハまや歌の事ニ始しくんはきさもしうゝのそ同きくうすしたら
き今おのへハ此錢身ほしえてとひ子不子除きこえもせんさまに翁ハいかなる愛
なりぬ理とくハなけ其ててその志てそ我残身ニえてハいさまる志の身しくにいひの
ことしもし人あるそ此語我志ろいて歌ゝあるる事とみすり勿言ハそを親切なら
う弟子何ううのさまきこのそいるかとハ今ハ伺く申縁ありとしてそて子人として
うよひ今うる歌との事あるに書まくハ日くろの志うりさらハ爲りもと思ハまし
霞去病のみと名の今あひくはくその送辭今の事は志さりし後ハもとしてゆる
申しは我上下信をとしも人たりとの人なるてと別人の中うりすゝおそ貴ゆらめ
酒のうまきハ下さもしえくそと上へ我志々別の事なり萬保のうまきハ上下も志き
とさ下への志へ別の事なれ儒者も此語此書のうて寡ろう味と劉伶々酒の果と
志と何首の備の足とすうことしめ々くそ身にさしもなく何ゆえそ和物子移されて空理
まゝうすあくまく記るも空しとも又動しも又語しも又。行住坐臥皆空なるまゝ

も是なるも花生するも花死するも花たる凶偏偏皆花たり造次にもさゝよおいて顛
沛にもさゝよおいて花を花と見るしさまとハ心なりかくいふハとくと翁いきまさるま
むかし梅ハちまきまさる人にあふひ終末まてさうに及ひ給ふを自らのさまとふ示
覚れ左さみくて身にしきりまもとふよう見ゆるほとに

朝かほの花一時

此時松永貞徳に徳末氏の消一学比友あり名わきて人朝かほの歌よくうてしう
自らよあれ詠むや又た徳末氏によめるやとうく古人の内にもあるや
あさかほの花一ときもおとせ終りのおもひのもろもろぬさかれとよくあるや
此歌にさま焦婦の孝やるにおほ人の昔よりあさ顔とよめる歌おほ日の生と太の
し歌の意のあくなさるのといふ秋のあさまとて世にこのなきを志すると勢
とするかハ見るへき白居易か松樹千年終是朽槿花一日自為栄といへる詩と往
の詠ふりもまて風雅よすまてもそのこゝろ葉かよくみてし彭殤を斉うする
そのあく倍年にハ高き事のきこえゆへてもいと浅まる事なしあるにかれそ巳の響
墨か歎と門荘周か喩とももろ道あらん今松永氏の歌にこもろ以あ人とい
ふハそれまてハなのみや命いふかすひ終へる翁の歌の道を閑くとも死するもす

なかもてんてるさてと松の思ひ徳をまたの深くさ日のきとも保てもの日ハ朝かほの天より
受ける性なるに世にハみなを縁る物さへ為るに程ものなき生を惜くいふさこそらとそ
まかせて嘆のんなく朝な朝なに性の日々にかくて身のに性ちを浮しても
夜もなきの見えもる後のまかいのくあるやうに力のはきそ事ハ松も同し事なれとあさ
かほのそのなきよく一人そのてに見さて見へ生きさればの心よみとせなくあさ
かほのんそ一日をは命を名にも性ちを生まてもうたなり露にも松の千世とさこの見と
見給ひあさこの花の一日とその色と見ても身の力よ人のよる命なり松と朝かほのかへ
まなきのあらんなよそて喜怒の為に力くのそし人と有情なる我か万物の霊といふと
あく私なる好みにいまさ道とききさる時にてはうさまを知れされハ人も道
ときく道まなる志のまても道ときくとも云ハ修者の相依ちよめやるにお除の
事とハ言はんへうんかもりともの事を為しめの理あり道哀ぬも見とるに志すると
まれのことを縁ありあく巣に志るよみハ実に行れもさま為る心て安せしめ行く着
しうふて身を終つきて出事てよれとして作る所のさらるに隊し今道てとまくとい
ふてもお事ふハあふしぬ又内の程を遂に志も実なるにかへ魚の水とあるみ森の林
と楽ひをとく常に思ひといのちもうしてもえてよくも離るゝことなくいまして

あら限りに道を志しかひ死ぬるまてハ身も道に心さしまかせてまくなるのにやそこの上
一日いきてハ一日の道を志して死し一月いきてハ一月の道を行して見一
年いきてハ一年の道を志して死なハこれそ誠に道を聞く甚夕死
しても絲毫の遺念あらし とりてかくて見るもあさこの所も一日の壽を送
こゝろ得ハまことに誠なく十分さまにて日このけを綺伴くせ命甚ハ伊の
根のあてなき所のみをせと備経ハ大事よりあきてもいつまて天気を待くして
自らのあきらか成事ハ何ゝの見しけまと行すこのあるぬんてもいふなりと所以
もとめて成る事なきまゝ才能の色きしてのくハ見てあし前もき許すなるん
天地のうけし田を後その事に陥ハ心得むあさらかの所
あめたりとも思ひてやハやりぬあさこの所のさそも志遠を所の殊に
それ古の人の心得も所を所にしてあさこの所の所さえみえぬへてと云
決して世法によし究居の書をも人なりてきたさうて待さ為さにをのつく相
生きてめくり願をすてゝ前成をと心得へくこそし
不敢不求
屋中の人ゝ翁の所にはしとて名たる紙と字記法けし心中を動かす心

やうそおなしく心むきなりすとに本は毛頭願うくもいとわ[illegible]にちとあ為
まぬやうに覚へハいつとなく之ハ前間をか其人と交陸せすもそ[illegible]たふんとあらん
や人ゝとゝろやむをむ身のふくてあやまちせぬ様の心の恵の事に捨るゝとなるの
はちきてなるを嬉ると人のふくて称して見ましいの所のみとせとそなへて次よこりやまれ
るゝこと細はきと見のゆとうくいひ分なりそれは本とも弥のゑ絵と済
待するいひ待て婦人の仇まて待たるゝもそまゝ待て許しく少おろく待つぬ事との
あしくて前に先方の思ひの切なるをもしいめく
瞻彼日月悠々我思道之云遠曷云能来一と云ひこそのんしようりつく
待つ日もいつ月もきぬさまて日夜の待來を見つくるまてもまさ終ひとなる者
家思の心をたゝくはなを来たらすや紙上の待ちも寄たる恩かくしはるの
云ふ者こゝろえともつしてそくきてといふくもまさ給り
百爾君子不知徳行不忮不求何用不臧まゝまさ尚やうこいふ
なる子ゝ待る給へし相見ぬとをへ世おき女ふ待てなきれの待たる
わいて数のこゝを倚りて此大切の事と思ひそれを羈旅いよいよ難難ある
おもひのあるゝものあまり日ころの名以前と猶せる事あるやうそ[illegible]

いはゞそれハ百代君子なりし四夜石の事なるハ申におよばずともあれおそらくなる
べきかりたまふ人をかゝる人をも称てみてまた人に食をたまはらせしてまもなを
さらにしせらにはいはくさあらそ何のようにさするかあつまりとふかなるか
くいつをひたるに生死種々に病なく身を全うして終りをとげるこそあらまほしき限
なり賤しき事なれ身に情に書して礼を守るをよしとしてこれを保ちて求ども
一は浦さるのまたあるもそのまゝ然いかにも人たる人ちかゝるハ必人をそこなひ
利害ありては必人にむさぼり家を忘れ利害を離れてはまたさめて
まことはいかにもその数まさる絹一種をもつて病難を忘るそのまゝ並ひ立て
和するをはかりてはめ侍りそこのしいかなともいふはいづれ間里の
婦人ことなる事を忘れたる人あるはまさりて是は先王の遺言
よく絹さる此の事なれ吾心も漢より陰れたる陰あるまじきとたつて
まことに身まゝに致すべき者より於て前の世に行きさまりて可貴の教あるまじきを
まことにこれは婦人の事いやまや私は儒士大丈夫ならでは名利の情に身を一生
とくらしての事は行にもさるの事とする故に一旦定てとき死を共にしぬると
まるてはいとてきまるゝゝに於いては見よとそくさせと観念して身は法外と

すゝのとはまたふかり不備五帝を之人ぞとえらく倍まハいかなし一葉一味に似
こゝろにあつる事然なるしむさまでハ松永氏の名さへ身を経すまの主意ハ道ときゝの
書人のたちをあくきる事によりあるに今翁の可惜不敬とまさる猶このもとゆゑんとす
それ子路の瓶縫をきさる人と交りてまんぞゆるやまりして瓶縫を侶苑にて猶た
情なの忘まてるん人とひと情ありと見まはかくよむかなるにおやこの事を語る
いふかへ朝の人も儒者の頭巾然好のすゝむくおそるゝまこと人あるを知りて
さもやわ頼くまかのへや京師わする名家なりと翁もはや頼みときさくはさんしを
笑ひとりめされて後に人情を安んじとあまたはたとのいをまこうにあるへき三百
篇をつたへて是なし和頭は人の心を釈して此情のその跡を行きなりとあり通
いかなるのよ絵をる事にあるへき茶集を見へて至りしからと出立政の風雅頌
同様ハあへかる事ともなれぞ翁の志す事にあらぬゆへいと是いはにもなるん

春秋のあはれそひ

乃後も流まのすゞしさもあそびけれ夜み桜もやうくさゝらのうつは花とみ之をしき
もとめずして舟の下るやうに今にいろハあそびは雪と散るとひとゝ覚えいとゝ作
うつろふ折しも蟹あまた言さしてあそうかぶ其行もまくる同事もきぬあるものとを

は花のまさりなきはさくらにかぎりてさくらの中にもさくら
のまさるはなし春の花もいろめでたきゆへあはれ花紅葉といふて紅葉は花な
らずして日本にてはあきの紅葉をもてはやす也されば紅葉をもて
いふくあそびしは林石の時分に子林石盤をならべて錦をさしはさみてすなわち、
まの山でもまかし今にてよむのひくかくしてしらぬ盤風京れ讃はあやし
まで新古和歌の人々ともてはやしかくて文和をさして山有木土則度之寅有禮至
列榜くはしくあまたの詠歌の人々ありのことくしてふま時節いさゝかなくあつそひた
大津の宮の御時に大職冠紀氏をくさめ給ふもてこのやうにまよるまで秋の仏子
るとなし古代の手毛も錦とも行の秋またさまでありてもよみしたれと千歳代々
の歌人春をあらそふ人をあまたに悦事く後錦花ともてはやして見秋已
久と春まつといふ人なれども秋はまた吉野の雲竜田の錦を御仲に見てあるべし
さいふて桃陽桃李の節に先あつてうつりしなりけりまへは紅葉は法あるて花をわくる
下へ従仕事清緑岡眼のさえたるさき歓楽を行てまへ法れ優劣あるなりとも
さてやまたくし今見るも古の歌も春をの楽を論する吉凶く見へ代々若孔
子詞とはあるあかせり是をさせるとの後のまとは是くせられなる若とての辞に見へは

新古の見事ならば上若を定の実ならんもあれは古歌あり又紀文なりたとへは歌を
春の花なり武は秋の紅葉なりしかれば紅葉にそのみ見事さいふ子優劣なきが
ごとく新武もさりとての新古の楚なるさかり又事はなきれとも古は春の陽和よりも
従新は古の見事さへの中たるの法々のみとおなしく気を含み紅葉は秋の風雲よ
り降るなれは古の見事さの内なるの法々のみなるき気を帯ひめぐる新の楽は楷厳
よるにみきて古の実偉をとして春秋の方に縁ありて、いさゝか春の花の陽和の
気あること、しかれば武の楽は後代よりおりおりて古の実偉をとして厳なりかる清冷
りしき秋の紅葉の風霜の気あることし、されは法門も陽を化していへるは新古あひ
陰と陽なく武と春きうあけれとも新に化すれは見てさかりと云るこれ
あきて新は若たくし武はいさゝか若たくさなりなりさしいとゝく春も秋も天地の
天の徳に同異あるとして見へる算も武まても聖人なり聖人の徳を同異あ
るといへるは見事の同しうはなれともされは新は前の陽和の時にあひて下ざまのことし
聖人の世なり武は紅葉の風霜の時くあひたまへる聖人の不幸ならざれは子ど
程子も見と論あるに所過之時世前もいへるくありきるやはたえなく好む伝かたき
ひとつ事は後の世にいかに思ひ給てやといへは庭中の人ともろともに盛者の月ら須

[illegible]

秘事ハ睫

[illegible]

[illegible]

滄浪之水清兮可以濯我纓滄浪之水濁兮可以濯我足といひ[illegible]

[illegible]聖人ハ不凝滞於物而能与世推移[illegible]

[illegible]

[illegible]

東照宮御出世の時[illegible]

[illegible]

なまじひにかくのごとく弓矢の道に志しけり子孫やかのけなきをよくとるも一つのことと一筆書く
その頃は侍の家におゐて其子も父同じく法度の中に世を治る君を称す者あらば
その国老の子共年々の如く其家の作法に大き細則を定めけりて[illegible]
さればこそ主君ともなりて絶ざる人となり[illegible]ひてくる[illegible]
弓矢の業とうべきなりそのかけよとて其身[illegible]楽[illegible]を能く心得て
務りき[illegible]其の家の法度[illegible]に[illegible]華奢を禁じとなり其の外は諸士も年寄
の事とういはず風俗の[illegible]賢き事も[illegible]ある是武家は軍学にかくのゝ
なき道はいふまでもなし花奢をいましめ其の勤を第一にすべき事の用に立べき事
なやあらんかのやまいなり人の心[illegible]大坂夏陣に
将軍家惣陣を[illegible]の時[illegible]佐渡守は[illegible]を見て青き[illegible]
せらるとなり其の[illegible]山崎長門守と[illegible]武功の者あり[illegible]
[illegible]国[illegible]とて[illegible]と[illegible]せし[illegible]大坂の陣の[illegible]
おとく[illegible]丸の[illegible]あるを[illegible]此軍装
の[illegible]と[illegible]と[illegible]
共をこそ[illegible]事なれ[illegible]といひなりけれ[illegible]

風俗日に改れ[illegible]も日々非なるべし[illegible]を以て[illegible]見ば
[illegible]
東照宮[illegible]より[illegible]一身の奉[illegible]古より[illegible]人[illegible]
とて[illegible]
[illegible]侍を[illegible]心[illegible]を[illegible]の例[illegible]
[illegible]今川氏真武田勝頼[illegible]
[illegible]一旦の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

仁は心乃いのち

[illegible]
[illegible]
[illegible]仁心[illegible]

徳とあまた仁の徳を論ずるに仁はかりて事なき様に仁ハ行者と見てしかも様ある
仁はあまたなれど又ハ義の講説なくして其理を述ぬる様に仁を人と見たれ
仁はありやそのまゝ長者の長とすれバ多くあれども仁の上にハ又大なる人を多く慈
悲と見てすなはちとして仁と長者の長とすれとそのうち行れざれハ慈悲のまきず
といへども仁なりともやをなす今仁と人の徳とするもさやうの事のみ深きもあらハあ
るまじくいふハ慈悲の人にありて人の徳と思ひて有れども慈悲になる事いと世にある
ふかやあらんと申すべき事なく行ふにはさることと今かくのごとくのうちハ一節聞く
只今すなはち事をひとつ行ふ事ならんそれは日ごろの事から殊にすくなきも
なく只人と仁を身にしくすなはち人の仁あるを人の元気あるにとどめ人の元気を勝手
あるとき人の元気を中にあるとき行のおよび給ふハ人死すれども身の理なる也
ハ心死する様にて仁を身にのせるとき主人を法あるやう人情ある物の気と見て
あるハいかなる事なくして人の身と見てくらす見るに親愛し親愛せさるに君ひとつ君長
とみてハ月にて身を致して親せらるゝに君ひとつ御徳を見てハ月は身を遜譲し遜譲せさる
に君ひとつ行ひ事を聞くハ心に感ずる事を見て君をはぐくむハ必ずわが身をとゞむる事を情ある人に
見えざる事と身を顧みて思ひ盡くすハ身を輸さゝ君をかはりて人の行ひを見て省

忠しなく君ともして孝を致すべき事を聞て感ずる事なくかく分を聞ても知らずなく忘
それども仁の君にて仁義礼智は法行人の徳なりて名を得るは仁もたゞ仁に従ひて仁にあるに
今にて君仁義礼智を知て君は命令を用ゐるに至て不轄内にて生せる人は生の徳にあ
らざるなり理なるゆへ人の事を仁にしてのみ徳とは云ふべき徳といふもの何をもて理といふべき
理といふもの人のなさる所にして嬉しきことあるとなし事は法をよく治むるの物語ぞれ
桐村小僧氏第下作郎の娘を其後にて京建の男仔行てなりけるに其理を法師
を招きて事を致すに関なるハ後にかく此事を法師にいひなりて本事を記しあ
そこまでありそれとて段ありあれども事なし事を行し上とて法師へんとして保年本世行
為保の法門の先生を取りて徳あるをのぞて両家を法なることなく今一世あるのみく
あなれなる事とて我君ハ此年にある家の的と法なりて年郎よりて感ず
ま家にて庭の事を内にあるに法日にて家法の事を世にて見る年家にありてとして家信
と寺にしてもありといふべき従徳とも見ての身にて御家の法あり法二世と申す
勇気なる事らくありしかれども君をかすてもひとぬれ君に忠ありて成し国を行くべき
そのことにあるや今より不審なる事をハ法行中あらひて人を天徳なりと
ろまで思ひ今とも君を報ずる事忠ひとつも今は一言もふくまり行く力を以てかくは先祖の末

ゟ先陣とらく会ミ見へんと更に人和わ会す此府冠者も物と花籠に此椛屋
ゆる勢なりし生害をうち捨てあらしやされて甲冑をさくはなちて宇治
川を先陣せんとて人に先をさせしは比討死せしと物うしひ給ひしも粗が事
いひ給ひしもかけれ共志ありて見ゆるまあられぬ事共にてこのことく求て深
と拭ひ給ふ志ありおもしくひけるの形な出寺大勢の中より撰まれて只一騎
陣頭にすゝみて射頭なりに勝かの名れける 的ともせす陣中に乗ひて功を立
おすゝみし射頭しかくの名れを身にしてさまく修羅の切に深手をうけし
陣に身の人数まてられ以て武士の本位あられなり扨てハ東ハ毎に誠壊除て
ハ家縁家なく人を陣を見れハ武士の手本を聞時ハ世人の心を見ひやりて考慎する者
まてしまつる者ハあられまなりけれハ仁をたすくるよしも名の武道
を毎に一旦此勇気をまことにせしよりて高貴の扨るくをなさるやと思ひしれそれて
ハ相ともに立ちて高しのハ諸侯も武士て結なり是しとも事にて徳ある武
名ハ強より起れるとより仁をなりてあられと武の一第ハ仁を根として惻隠の心より
出ずるもあらすや武を殺戮の事とするものあるまじ道なれハいつも仁を以て王臣の
身にひあらやかなれとも仁をもすとかハ其の武をあるの行やすき服の事を共にせる

なしされハ忠孝を稽古も立道て武の道を内よりしなしとして用ひて嗜する
ハあきされハ忠孝をあまねく行とひ人の情のあるの心をさすの人なりけれ
かりの道とも身をいましむものゝ人ハ是を思ひはなのしにして後を治を
たる者もやうやくしハそ人徳の人の又今の人に仁者ととすへき者の鑑なるへき
巻之

阿閉掃部

若年中阿閉掃部殿は其先も新参の士にてつかへけるが大身の侍に
なりて後代々まて出世の風と語られけり東康公に御子も封せられ後ひし住阿閉
掃部とし武功の誉ある者を召抱へて又物住は終日の戦をも勤めて
世の乱の最中なる事ハ縁者の兄弟にさせる者この掃部の振舞をしまて其屋を
するすとも身をいたはり客に語すといへの武士となへり勝負今の武者の屋の兄弟
ありて此其の功の事を語らひて次第にまさせて見せひて掃部も共に身のうち
いひ色にも語り行て武功を究め世とを聞まれて其心にもて一生の内より武者
扨の見事なりし士を一人見すていふの事と語しけり 仁剣志津嶽の戦に吾方にも
一騎余吾の湖のあたりと見ゆひしと 阿閉掃部ハ又ハ阿閉淡路守といへる留まり給ひて
志津嶽の戦にハ掃部ハ吾方にあらずやと 敵と称せし

くて臣たる者親とうけつかさる道はしれ人々にはそ先祖よりの世あかりてそれよき
親子あひはなれぬ人體をしろしめす事とそれ故にいへとも御役目のわれしもよろしき事とそ
すえよりは本家と国とにて相つゞく事も承はりくはしくもたのしみとあひうるはしきにすへく
従とあらせ人々よろしき事とは人もたしかに今の新まさに承り真あやしは見えぬよりて
まてはなき従とあらひしは御咄をなしきまでとくに家老の御子従とおもひしまて二三遍あり
ひろくさらにとく実あひしたく人して御役目なりときも親の目に見るとそくとの古あやめ
もみへざるなりぬ御所あるかたへ又親とうけとる也陰気にも見へぬは御役人はいつとて
それにしてかいかいとも毎年はこれに御名あそはされ家来にも木新家と老をかいとて来
ようにとおもひけり浅はあかりて思ひもかけし人々あかいかゝはしく候とそ又家方
ようしかしてもおもくの親子はさるを八とてもちかの時こそ先見をすまする武士ハ従の家兄候
られいかなりとてもちやと候ひけるに其伊勢の守ともあしくならるるま木方様ともに後士あ
を見ても其の御いまする家伝の御物語をきゝて御に家とめいとも其いそ御行儀のもさ
ろもは今の御あるうちもかし今又昔とおもひ後ともおもしてそれはへ時の御物語をなりは昔
其例を候ハん候はなきに御承りてんやうくやしなからみちくんかうきらる事にあり老に主くはと
て御随身のよろひの物とて其名高ろと一くいひけるこのひとつもちかはさわなきハ擁護お

ところ方にてくかくあひかゝくかる所ことく家子あかし立を方はさし
そとおもはれとく縁の事きゝてと控くのさはりそれより方其の名をよく知らぬくも御様
まゝ家の年にて東世しは挿頭と同しく揚もくめ数されしとて主従一伯殿様へ
左遷の御持頭にいふて事の足なくそれ方尉を先祖よりかゝ家へ礼されされよりすくに
依てくる様お極してゝ今まておのかしらの事きゝし時ある人はまくと仰らとききしおま木ら
武家方ゆゑの見るかあるかハまさきまてなく阿閉の依かくやそといひとかく名のみ今てよろこひ又
伊勢のかみ家の名称挿頭を振て子の為にあまりて武功の御子を重しいは依依は
ようすかくいふかくれもそれそれの元の荒武世寿の左遷を主とれ依るかあひ今人家子子
とそれなかれはは公家の家の称の名称などくていてひとしく源の名称よまるハ大勝
しなかれ武手のとき義にいやしき武士の家にて本にて催花も人々武の人越をきまあるて
ひようて大小高刀又は甲冑具の世つくへの華麗をもはし武と治とをとも二つの替論て
いはお家にて武家の德世になかるらうまるん公家にて不武とかく風とあらしに名神の事
心をえ武の一節をしく不ろ古るれ修神の一ぶるに従ることゝ事とそいいしもの是にあるくなん
うへ挑経とちるれ又逆より思ふらてかするいやしき方そもあくらしてをあつさ極
人の事すかく又武の名部ハ是とうしくれは方うの日にて学者かすハら学者の道にて志友

る事武士の心得常に武を忘れぬやうにとの心にて天下の城にもならんとも限らず
あれども武士の気の若手れなれども其家の武士なれば只何時に
文道の金銀はとくに入てある事にて只今命を惜しむ臆病の人と見えぬ武士
なれどもなくば海老江以来おのれ世の為に見れ以てもまことに武家ひとしく士
風をも維持し武家を治平するもまたいつとなく其ハ文武二ツの道にわたる一つにハ
不隠風俗の男女惜みなくいとをしけなくて我あり心ゆれ
　　　　よ折りて嫁く春風
日の手弱き傍く情ある方に清えたて義ある自然の事を除きたる心より
ひとはいまさやかに臣として百おる十済の事とてうく老て見え行く世の為に世の為なり
そまつなる事とも武士の心ねとて其文士の為に得る時の世のよしとて老を見えて老候と道世候よ
いふえ思ひとも清くやうなくて事かりとても生きて行くべき
水邊楊柳緑煙絲　立馬煩君折一枝　唯有春風最相惜　慇懃更向手中吹
きさきの楊巨源が楊柳の詩あり此三四の句を嫁うてありしかも見え行くへう
てうつくしく筆のよめる詩あり
おもしろく嫁く女のや折りまつ楊柳のよ折りし枝を吹くてふ春風

楊柳の人こそはまつくもやまを離れて出て春風のそよぎとよそほひて嫁きたれハ人の
心情ならぬ事もなく春の折りもとりてやさしくして今ハまた殊ににやさしく見えけるを
ある古き書に見えたる士の書の意に存せし事ありて人の身のうへに作られたる人をもひし江戸
春紀をよみしく源氏の書にて漢籍に鏡手家の書に浄手の歌のよしの事は事を庶
せしに来たる人情をあらはし任せの部の記にも見えるもの事にて見えける所の事とも事をはかりて
の事とほんて歌にもあらず三列の書の徳をも十得ひまりの時の福を祝せさるへき
の事なり　　　　　　　　　主従ゆるひ其を執するにも前くある事を離れて今ハそうつとも忘れ
侍る成の鏡にて云ふ大道頼みて不浄の事とて第一のもなき事なり候て浮世の手に
それをとりてあらはさるを執せしむ事師と思ふ事に今百とて三井寺も新しの事
忘れやわらか鏡をかくとて世に思ひ種子鏡をもつて行く様に家をあてにして事を
聞く日てる鏡の野伴なくとも見えて己の不浄にせまる人々思ひしの精神の親兵をれハ
清くきよらかなる男よりその思ひ鏡ひとつ取る事にてきて心得を事とあひし人
いとせ常れは手の身の寄せ対面して人にてつ取りつの一八人の思ひをきまれて云ふ
糟もとしてる事は奥義とさ事の人の料としてみてもとくいふ心にてよかく寺の心ひ
当ても皆思ひて身ひとつの鏡の事まても取りてあくて笑ひし一よき事のみ一致家人

折しも又五郎兵衛の太刀を受ひねり飛ばしてひとりもれなく追ひ散らして事実に達
限りある命の定めなれば今ひと度いはでもあるまじき叶ふまじきことにせよとて
もあれども我々はまろうしあまりのことに候は讒言やよも勇士の身さへあはれとく出させよ
て我ひとり強意ゆゑ小手先のみなれど手負ひし様にて二人まで打ちかけ下の方
殿の門おを逃れ出て手のつけようもなき門の辺へのがれけるに[illegible]以ひ名を顕はす
以今より偽りなきのことに尋ね人[illegible]若顔を[illegible]以て[illegible]の恩志ある
ゑにはは是をとるにいかなる事にて門おとむらふくあるゑんにかくは[illegible]以て[illegible]
以て[illegible]もの[illegible]と来りけるにたる[illegible]の命をいそぎよく討死せし
[illegible]は[illegible]手[illegible]の妻[illegible]の[illegible]
[illegible]の母老[illegible]て死を[illegible]
[illegible]て[illegible]して[illegible]と[illegible]
[illegible]て[illegible]七[illegible]て[illegible]の[illegible]
[illegible]を[illegible]して[illegible]せ[illegible]と[illegible]
[illegible]と[illegible]と[illegible]
[illegible]て[illegible]して[illegible]て[illegible]と[illegible]

[illegible]今[illegible]の[illegible]にてを[illegible]
とは[illegible]君[illegible]て[illegible]一門[illegible]
[illegible]日[illegible]せ[illegible]して[illegible]や[illegible]
[illegible]と[illegible]と[illegible]
[illegible]下[illegible]
[illegible]二子[illegible]の[illegible]
[illegible]の女[illegible]一男と[illegible]
[illegible]せんと[illegible]
[illegible]て大[illegible]て[illegible]
[illegible]を[illegible]て[illegible]
[illegible]の婿[illegible]とあ[illegible]出て[illegible]と[illegible]を決する[illegible]
[illegible]文因[illegible]せ[illegible]とあ[illegible]
[illegible]と[illegible]老を殺すべきや[illegible]とて[illegible]
[illegible]の[illegible]

其時梶山三人の伜ハ大かた同しく志をなし相伴ひたる所の清風をなし伴ひたる者ども
まて頼むへき者ハ伴ひ来りし若武者の外にて不拘誓の者死難を召したる士
限りなく思ひしハ中にも殊の外あはれなる事にて重忠の事を感して存したる重忠ハ小作
此ものとも新田義貞の妻の兄弟にて伯父なりしかハ謀反すてに露顕したる時彼女房義貞の
父に報せんと除きしかるに重忠かたよりハいまた重忠をもて討手に向けられて新田の
兵を討取る郎等大多討死し重忠も落命あるまじき所にて八方へ走りまはりて討手を走
形に付すとかなくも生捕られ房にて此所にて形の焼跡にて討死のものもかく見届の
此間まて只一人も見えす此国ては惜き事二つあれハ敵をとらへとく死なん命をも遁れ
者の結ひて勝にして自害せんとて百余騎を相従へてやのさの方へ赴しのものとも
其後たひ々々も義貞嫡男太慶か嫡男に厭離とならぬとなく重忠か感悦にたへ
涙とともに国へ帰りて立身をなし伴ふとてまかりぬ其外の者ハ謀反人の其身今
たまてとてハいかりもなく其所にて身のなくしや実にも子とあり重忠
其ともなく志をもて色を替へて捨られたる身を今まても国に居たりし人に志をもて身を
の兄弟ハ勝に伴ひて重忠にまかりし者とも哀れハ女性の身をもて
此者の事をいふとも義貞男女の事と共にわかち事やあるへきと判せられけり

貞女の行ひを試むるにいたりて其とも此方ハ我かさまの兄も
ち思ひもよらぬ事をなしけれハ仇をはらさんと一度ならす
思ひ伝へのものゝ第一にまさりて身の上に思ひかけす切て死にける時重忠
いまた人々の家に向ひ忠信の潔白なる事やあるへきとて代々に伝へ
残ハ小宮山内膳か家の者嘆きて思ひの外の内膳ハ勝頼を思ひ
申して天正年中の事にて内膳人と争論しけるに勝頼の家人の
わらひて内膳の事を決しけれハ内膳罷出して逃去りけるを捕へて
あく家に帰りて勘気を蒙りたる織田の兵甲州に乱入して勝頼没落しけるか
ての時土屋か従ひて先陣に進み甲斐二人の兵ともに天目山中にまかりし時ハ内膳
をかけて討死しける所を追付きたる内膳と争ひし者是に語りて者を同
に伝へけるに逃去りたる内膳を謙遜して其人に語りて君家を
すてゝ主君に従ひて死せハ君恩を報するのみ死せんハ後の
やかて君の供を捨すとも後の世まても伝へんとて甲斐二人同しく討死しける
此時甲州の古跡勝頼を始め逃去りし甲斐二人もこの頼の家の
おもひてはきゝたる二人ともに名を残しハ流れて其家の士とそ申伝ふ

八徳をもつて寛猛にはひくとも悲は従者に到りてあらぬ勘定の外よりてかよ
り来て討死しけり忠節のこの人従者其方よりあはれ武田滅亡の後
東照宮内藤か忠義を感し給ひて子孫をして其死の始末を哀ミ給ふ
内藤か弟ま小兵衛又七郎をめしいたされけるに其後小田原陣の前武蔵の人々と
まねられける又七郎とりて御旗本の長柄奉行に仰付られまうす時内藤か緒戦り
討ちて大阪の陣にありしも度々働き給へるる武功のまた七と名ゆ
又七郎いまだ若年なれとて兄内藤か忠義を感し　思召によりて末々の家
と命せらるゝ　今も忠義ある人なるとて孫子に後々のめいよ志の族と中
るし

烈女雅事

前むかし加賀にありし時ある人のいひしは女子もまた人の徒悪太小にかならす攻めぬ
まはせるといひしけるに四恩をおしも夜をなし身を政めしも思ひものありし時
きるゝ時あり女死ぬ事場とてつれしも身をぬすこしありと比ぬるゝ一身
ひそまありて生一生の夜ともなりて其人なくするが身あたり夫のことは八七の
家に生して老るまで男女ともに幼かより貞節の事を常にいひきかせて忘れさるを

おしまるゝ之中むかうる其かは名すくぬ人に垂範とぞなして則健とはしめ
すとにいひなから士の婦女としてはたゞ一婦と忘るへからす何より第一の事なるへし
昔より人にも重んじて節義と云る日ころの婦行もいつれよりも古より衛の共姜を始
として歴代貞節の女世に絶せぬ漢の陳孝婦魏の令女の事を朱子の小学に書
のせ載られもいふ所めでたき人あらし　そのまゝにははきて衛の夫人南子この忠臣を腐
眼に信節不為昭々情行を以て令女の仁者不以盛衰改節義者不以存亡易
心といひしを婦人の言なるに仍て直をとりこの身婦の訓をいふは忘るまじき道
おしく是申されと令女は言あるまで其の如何ひるのまへにえまいかやるまいか南
子は元母よの国を滅ありなからその浅ましありさて只ゝ罷なく是御身まで大丈夫でも
恥かくらし是此せすすれ身には後世に似るよるのあり漢の平帝后の王莽の
女なりし文帝漢の位として天下を簒ひ平帝を弑せしかは後に漢室起て莽
を攻滅しての皇后宮園に出るをとかく恥らるの両目ありて漢室再見えんや
といひて自かう火を投して死かひ給ひぬ明の頃には長男中ち忠孝の夫人留
是義の女なりしか夫長男同信長の後として信長子を弑しなとを明中の事を去
忍ふより事を退くて是義を病し将て後宮房の乱子忠真大事に従て国家まで

られけるに後に石田の三成忠身の膳にまかりて夫人とかたりてありしとしけるに丈分
き一介を備へしまか家の原を照らし諸の道をかゝぬ光にりゆきし自殺して栄花ね然れ
とも義にすゝめられ猶もその士君に続き何れ石田か膳にまゐりけるかひとつ後と
きこゆ何の為とて女房にまで三百人まゝにもと云ひたりて死すべき今にあらむと世をく
めつぶさくいまき上るもの只そいつ伝へ行るかゝる大道にの女子みるも武家の人あけ
まする子載と居りて老年皇后にまゐる婦女にて御代伝達とも成りて数なき
ゝなるは孫ら名まて種なとや伝ふる翁か女君も種ありとてそのいはへといへるも
の家いやも種なまこの為にあつまく之て此芸道の人々仁義の性を根として生じ
此性なくして気質よりさかりさむあまりゆへ武も勇力のこくしまゝまであるて
婦女はまく武の威儀のこく良家まはゆるて早旅かもあまりてあらむ今や
性を種として生ずる故に文脈もよくれ世数にもあらん芸人の子まで無人あり無人の
おさ芸人ある男女年数もよく文化に文脱記蔵をまでもとして翁よ慮にて光
てさ芸道の縁まで此翁なれは人数の種あると知りて其性の種あるともまさるて従
もまたに法きはらく婦女又は早餞に芸道の行あるは難揚して本然で性の種あるを
祝して又々下級の作ささる婦女まてしさく芸であまりに七十歳までかくそれなれ之

きやけて芸ひいて人のあらと身死するなり是らいるて古うぬるの人なりて仏者
物に覚へ伝へは従良縁の妄辞なるのかくは静もなる辞けては名とそりては翁姫なり
しその材色ともし名まて家をせよまできてみ縁むとなしは静にも吉野まて法き
まとひしうそれより数々伴り居しと弥縁隋意のよせても縁の行所とされ
ゆれも芸死ゆるまて夫めりてやす種きまて移ちの人まく人臣と小縁の子と悟
騒して見ありまる種に涙生すなりてまもさのりくゐめりましう子やて舞曲の藝世
に随れなれうる生死狂縁之の庭をいれもやとて殊の名の相かく随せよまなる静
人のきまする名のく姦之辞しられるし古めく命せみまりこのいはなとかくくて舞にて
ら縁能世に以て不かる世の静必能救とまて必ずあめて名をれるまさはなるてて
古法やふ陳しはのをとこまゝくなりめて芸者に至なすなりも卿
みるとしての名にて
芸者に家の白雲時をまけて今は人のあるてたのしき
これをするをかく能縁めて今日の事まんでは世をなる能ゐくさる伝道の女能
とまりたる辛性なりとしてすなる罷も求めせるあくみの子と夫人なるのこひそまく
事為のなる静そそまで世帯ともせん能てく能に詢るは一生せる多くの身を隠

くて終る常りその筆も来らぬひまし威く帰まて繁まなせし妙なること多て哉
妙く魚くかきしるしてかく殉死せしむる前後して至おほくの弟師の酔儒
中村惕斎ら輩のことゝなり偽儒と見るの女く義非謗を致せしも書く見と云ふ
仮る世俗の作も其輩猫象とそれ然不為しのぐまたなるもしなれぬする
なきく為我を調ふためにて其書をするよりきまくと為たる其思の後まて
多くの中清流に繁くいたく未討来非無以下難十の習なり
巻四　大御の辨
我く忠儒真難くかきてきらるゝとのく実儒の異儒なきことは好くあしは論すなるにれ
義への目ありて志くらぬは重衛のするとゝ行くも似て書まりて生補まりてかくて
聖学を為れ然まて漢家く因まりて時に学者の席く臨て施学く欽給して本くの儒
まれ此て發儒の害将りて此学く近述まて大まの才人多く事まりあれて
これらしき事く志るくそれとはいさくの恥すて文命くよりて本来の大儒く然
事く自らく大まなる罷思わらく学わりく漢家らく称揚のおもくく陳謝し京
師より清盛を追近してもいきとひ出て好くくやうら罷障贓悔の席と
ここ思ひまたあるの為膽を状して其才人の世相永降あり好くくひ本来の大儒と
大仏とやまくと信ものの種類なくとは大成と見ゆるまは此れおの主君と好学
なと然し先膝陛政とこりし来りし大臣ことかくかくこの人々の好まぬさくる
とく障学とてらきあれさくし偽侍俳儒の人々を蔑改すりて伊それまやなぞ
多く宦学のたちとよ松平故伊豆守信綱輔政の時より年々員全仙とそりくかく都る
此偽の儒よかくて京の大儒を撲て隣とまとに削黒せられ其先まくの路
きうりまりあれ卓番陳まて去年ま継ぎまくし行事の剣業の尊にて後
出く聞きく然きかくのとき人ておるく重衛なとおさくきこのめれ住くんと頌死
まて行ひられは任室の書の多き中より上国まくてくかりの殉死を禁し侯事
人望とやめ大仏と蔵く檔まれし世まとはせまて大忠臣のまにいは侍なる殉死を
扶せられしてまつよく後世の害を除きく人望とやめまりもあまりく侯世の基とすひ
大儒と蔵く擡られし　いかなまで去今の感とてくて後世まめてく大后挽わしとのし
他ゝ於村侍室の御の侯説輔政いてまても志も明のて侯儒侯役人とは対して私
おのとめまてくかの思食く生全進をとて上古公行あられ難くまを威くあるいのまきまへ
侯儒侯役人とも多かも私儒よて所捋て行くありなし志も已る材智とやりて人
と好きられたる檀柄となりて下とおりなる移仕侯役人も難行の威勢まてこ

らん文のはなる文ハ官家の事に付くハ必両字て言を用ゆる事 昔魯公伯禽魯
に大封の時周公いましめて平易近民民必帰之との給ひしの政教治世の周公
の語に聞ては誠にうるはしきなれとも公の一ておほく逆のなれはとの仕を衰へ
の人をみちひき入りされハ今の御代の政教の事に此外鳳にも
あらうこの政教の力あきらかにあるへき事にて又手の事ありて必其後の
とせるたくひなき事なりてあるものにも此外にも新たなるとしらへて人々其殺伐の従事の
に帰するにも文藻の書とりて伊達家の為めにかくかりける事の頭顱を好む
てさる人東方朔が如くいろいろある時の鐘を献じけるとゆゑに其政務
するごとく伊達家らん所らまさに應侍まてあるへし伊達家の家臣して此次
人とみのまてとおもふ僧にあらすいや鐘にハ鷹ある事を告まほしと伊達家い
うるとこハ三萬石にちかきやうなれハ甲やとて伊達家にちかく笑ひけ
後をとりてとかく其為のいつもの為にもあるなれとも是をいふとなく
まさとおもふ其仕手にハ其家のいふらへ無下ときふきあるの為をいれは
知てあるまてもあるそれにとて伊達家あるか為とられてあるさやうなきと
いふれはいふかる昔唐の言宗方士に命して楊貴妃のありかを尋させ給ふ其方士

蓬莱宮に到て貴妃にあひ帝に申ハひそかに寿国せんとて立帰へき時しらせ
の証を請まらせけれは楊貴妃の金釵を分て手せ給ふとひかへき物あらはやとて
まって言宗貴妃との密約をしりて還りけれは頭首にたえる事のあれはかうき
御他人にさる事のあれは方士をもてかくて他のことに無と申しけるや
けりて方士を譲り給ひしとその筋の方の詔をもて飾り定めてあるとられける
うかくのことしといひけれハ文覚の例のことろけて手とて一座興に入て笑ける
天子の事おもひて伊達家ちかく命て来てのまし其日に賊を伏誅て江戸へ帰る
世ふ退に張芸右(?)て来を成あるとはかれをし其盛の所ての事を追捕しけれ
がたきつも乱中にありけるを伊達家ちかく見つけて来を治るにおいてはおのれ方よ
之を取りてまかりあへきまきて方士にのみありて敵方より退き乱中にこそいとれ
ひとひ天子のかく謀反ありて織豊入しへ物語に宮らへてありそれよすれ時ハ京の
本陣とりて檀を檀返して進み給ひ国に我方の兵むかひてといひ合せて金銀の為
目を懸けられ其物かりは人を来るかく織方の者のみ来りて廣きのむくしひ入て陰を
檀へ鐵石を張らせてもおなしく檀にまかせて我例に出たりけれハ又我まつは心檀を
もて限る心によりて旗抱やなものをもちても檀とも見まても是をあらそひて陰を地へおくる事ひ

ろく出て無せられ出来るに織田信長殿にも思ひもよらず俄かに合せありけれハさら
ハ擾乱を擾して之助あけたりとも程なく滅のまゝにありてあさましくあるか
おもひよ難ありて故障ありしも時の幻ろさや申されけり勇士義輝公の物語をきゝ
せめの中にて[illegible]の名をもと思ひ出せしとありしと之ぞれ歳にまさる物語
まとも[illegible]理のさきに人のえとすくはそれまでなるにおもむく古今の一天下
を尾張りらくて打ちし君人の天下の中にもおもひの往年おとひおもひたれども乱
[illegible]さむへきなりしと只ちの気おこりて桐人ハ源家の中にもいそれ我あやま
ちありしとも其のまゝ得られしに伝えしの人々にて芳賀の者こそうるもちゐ
られたる世を古今の名相とするも其の理りとおほえて兄とりて見るに世の権威
をもちて遠国を備へ人を職とし手段もいかなる所為の程也は唯ゆゑならしいかなる

足利家の乱逆

足利二流の後幕下に入の細川頼之と申し薩摩殿と称し紛れなき君の遺令
をうけ幼主を輔けことを牽きて中と御座すとさずや老臣か村とらへしおそれとも
小町を用ゐて君威を紛することとをさすむ際に用部とともに志気あまりにて
公家衆の君ともあしなる天下の補佐まで一ゑふいふ世の数尊ときもある一人こそ

その驕奢ときは御僭逆を縦にすまゝにて我しばしといへども天下の風をのみならす
そもそもこの天下人称するところなるは足利家の名門大樹の治める頭領
軍に赴くなるに応仁の乱の後京都にありて細川晶元嘗て主家を領してまた
足利義稙と争ひ日本合戦して度々国々起きのち君臣相害
親兄弟を殺してその毒悪残虐のことども暴虐の根元として天下に人倫の道絶
えて無く日月地に墜ちて逆臣あられる事のそこそ古今乱世の根元といふべき
ものなれどいかなる[illegible]の乱のまゝに伝ふるかなどや唐書を隠すて保家臣
家の将として君子の度を多く人倫のまなびこの仕様を保ち得家の旧家
をこの事とたとへ道心門出て天下といふことを終に古今の家業すなはち本より
君の事たれの御代に至る弱の盛衰の始末となす家臣の譜代の家人
に背くやうやうありといひしてもあらそひくまでて乱世の風俗からもやまとしらく
似るふまゝに思ひ侍りけれど応仁の後足利家の代をもちて家臣下克上の
天下の勇士寒従及び家臣と後にありては貴賤盟会の数をもち中にも明智
ありとて施すまゝに家臣実事に於ての時太田道灌また北条の災にあり
然とも最初ならくに板氏山内扇谷両家にてもとこそ山内と宗室とは討

越後の上杉房顕ハ山内の家を継くこと子顕定に及んて道隆いふ又延真
より扇谷の上杉定正か家老なる太田道真と道灌父子を追
現職の始を然して扇谷の家を弟子て兄弟の嫡相争ひ甲斐もあらぬ
きとなる鋒をもて山内の総を棄のへハ両上杉の和平なりけり為に兵難起
と称く定正と同く顕定の為にてあられかり此るハ主林重と危し弟を係つ
にあふらり似らり志らしてハ武男あくれ為の事あくけり文学に志し倭歌と
あめて来れ乱世にあれハ一へと云一説いて思ひいて感吟するハ世す
侍こうの比時まさて今のとよめる歌のく作る此歌を世すに広く流布する
時勝阿よろしとて之をさてそれを御苔菓京集とて作の自あつ智あつ也
藻塩草にあり今中に此歌をのせて詞書に康正元年の冬蘇の陣にか
きて味方も入あって三日とあるさいとあわさふるなめされも味方に武蔵
にようしてかくき小幡宮忠定の野陣にて自腹して陣営をあつて見
あふい何くにあらてこのさまに死するも作る時藤沢の辺の松原のむかし
に男あり味方の岸村治部か備前参陣へとて夕立の入みせるを危殿に
被持せられて待たる事人数の男に案をさあり兼て二月卅日なる継り本

の給ふうふさしよめあるけり返と同しうふよろひの毛もいらめしく見えけるに
しあくうつく陰をあきせに自の帰る我の男達ききとなる走やこのてもまぬかれ
首をふくく我降に来りてうらくとええ踏うけるにい云ふ佐然りしも気に男の後
まらりしてたけ為のこうきく従ふ者のあるう為て為られたき志め傍くあわれ
ものやまあるるのうるをまくるふ氏あて斬かけるう首斬主取るの人のやうき歌
むとうそのまうくる向にすめ待うされ候その首をむすひく
来られと美き絶命ぬれハこのめこのあくなき事とおもひしらすに
重新為し
故に身とも雑も忘れて読とあるつよはくおよふまとしそ知るへし
此度陣の敵に我その陣へ勇士の寄せ来りたるもいはれ此のたのしみにあれこそ
勇士の不忠義をとふなし志あらは義を知りしする事あり首を剣らるゝ死を見
なしとするも跡陣に死を悔んする限りなき我部の武士のあくなき事を
思ふとして志戦場に死を悔んする事あり首をとられしとも恥とせしとぞ
あるのち部の義を重んするようあるは主ともむき侍しかりく志すもち
うひあらと之手されとも金銀をも持くはしき代をすい歌をのこしあるは歌の味方

もみぢしてまたもみぢしいさゝかよく倦るやむしきるゝかな

巻之七

月を世々の形見に

今年もはや半過ぬれは此枕の外にまた萩の露かせに秋をまちたるに老の寝さめに覚束なきいさゝか月に向ひてあるゆふべ

良く翁のうちに袖にさゝれて萩の花と共に今宵をもいかに思ひわびてあらむ

[illegible]例の人に打われてありしを見るにや翁をいたはりて今宵の月もめでよ

よし花月にめでゝ詠じて翁の心をいさゝかなくさめむとするに

名座をえらみて清き〳〵の月をやどりし此き庭の人やのこりてよるの夜ふけてあり

まかりてさらにもと見えて座敷にすゝみて是を詠じけるに一人ありて

待る青天有月来幾時 我今停盃一問之と李白が詠じをそらうちおもひけると又

ぬるよう結ようつけて人攀明月不可得 月行却與人相随とうたふ又おもひかへしてたび返し

初てまた次に皎如飛鏡臨丹闕 緑烟滅尽清輝発とうたふまた次に但見宵従

海上来 寧知暁向雲間没 白兎擣薬秋復春 姮娥孤棲與誰鄰とうたふて次に

りて翁も助けて今人不見古時月 今月曾経照古人 古人今人若流水 共看明月

皆如此 唯願当歌対酒時 月光長照金樽裏とうたひおさめけりされば翁も

ひともと倒るゝを如何にかなしき翁の心にや大空に月をめでしといふ老

の心も月にうつりてはなくさまに待るまにまにまてしばしの義を窮むの感にあそびけれ

も月と人の老とをうつしてみるに月のめぐり往来の[illegible]にうつりて今思ひ出す待る有様

時にまさに八月十五夜の宴をもよふす[illegible]ありて李白が一丁字をしらず

月を見てよむ月に待るいくたびの有様をみて[illegible]を見つゝ又月にむかふ人のある

ものあまたの袖口と見ゆる顔の長さいかにとのあはれとしてたなびく金銀のけるさまを

人に皆古と今とを翁も知れる今はしかりし今知る人は世俗にしても実にして光のあるさま

おのれ翁のさまをよくめでて良来をしめして物なき酒のこゝろとして詠ひのちからを楽

とするにかの才人と酒をひそかにすゝめて詩人をまねき月と酒をめして字にあそびて金玉と

周囲を錦繍と装する風雅の国せしめたちもなく気のきいたる詩をも見せて

月を詠ぜし意あるをとこ又はあまた翁の筆をも窮めの感をとしは我師古人とまうしてきたと

よき事をよく語りて世にてる限りある月をもつて此世にしみ人を思ひ来てかくあ

まことに古人の形見ともいはれたる翁が昔を思ひてさまざまに古人の面影もうつる

うち見し月をものいはぬにいゝやうにおもはれたるにおもむきのとどまりけるをかすかなる

その今李白が詩の気象をもつて一気に古今を洞観して青天有月来幾時と

いひあへり気象のたけを抜群の聞えて詩の豪邁気近きも初の作へ及びがたき
うへおいてもより李杜とて杜甫の上に称するも理ありてそ作れる詩を李白の詩と
今流のことをしてを感ずるにて後代と詩の人々見てす翁も世の耳を驚かして作者なれ
其後本末吾聞といひて唐子の人と何をする流を感ずるにあらんぞ人の目をくさ百
みなといふ唐子一代を知る人なきがかすもて古人を殺すやうにとなれはあされ一段あはて
詩をもおもひて世に及ぶものいかなるも文来此世にある人もあはて家と人を同じくする
めをなすべきを今きうるは維を志んとてなる唐子の限られ古今心あきをいふ大きく
恨あきみもあらぬ翁を代々として月を見るもやいと感ゆくくも古る人をとり今来
の世の昔あれは流来の代なるをいひてくれる跡を今を去ふへよやめ人月はさて
を世とも思ひてすらあれしあはれへ告らるゝの事ゆへりくれは一言ことのたまへり
ひ待ちものことゝと
はゝ見れば末の代をいふも見えれくてあるかへのいてもまたさま
ちとりて翁の月も窮の感あると人にて後君ならて見説へいへれなきまゝにあらん
離騒の秘事
後の聞て唐子の人をまへて月と見るかな世にあつてときゝてすゝ今の世に義ありと唐子に

きこえぬとて遠恨みに人これは未者ハ善不聞といふそれかまた申されてよ之ハ翁とて
もまつよひいたれはあはとさんさをた唐子が何もかくとこのうて離騒のことを[illegible]く後中さん
をく語もたくや申して之は勝を免とを太古のまよて見て耳をしり君けるさて翁世之辞ハ
離騒をあつるとは唐子之聞の家をまれて楚王のみやにある人分を詔しけると懐王不聴
ちよく小人の説を信し忠を去せし後をさまさるにも君を聖亦人あるをよとり
是後をたる亭くのあまりは世をを彼れり一篇の大さをいふて唐子むへと国許まで世廊の家
の生まれりは忠を深くし行を結めてよます世へと思ひしより一身のかたを志たしみは邪く
語りて志と忍びてると長著を佩て奇服を好みなる人を志と説しかのかうして行くはそうあ
るは後を起して君のをくみとあるは大をしりはまりとして人をいふ時信みとをあひてん
かくなるをはこを蘭蕙をはしめ多くの芳草をもあるもあるゆ人高き邪あるといへるさ
今はさよなく語を忠を危ぶするを見聞の人なれはいはるの事をもさまと変ひとつれ
いかる亦をさかくまはするあるいはてみ国を人をなきハ危殆を思ひもかくれはより者ハ湘水
ところを語りを事といふて篇をいれて賦り懐沙の人の漸邸の言を叩に遺書て
なれと漢の人仲を悼み汨羅を思はすとも見るそはあけれはかくて又いはずも我れ
そ離騒のかうといひてみれは涙あるのまゝくいまの帖あるあちく大切の思ひかるとなあり

さるを離騒の秘事とはいへともあらはにいはず篇首の数語にあり
帝高陽之苗裔兮朕皇考曰伯庸といひ、まづいへることのおこりをのべ先祖の身を
思ひあがりてあらはに文武の士たる事をかねたる目出たき身の王孫と名のりては
身もちひもおもひそれにあられ人は先祖を忘れ親を忘るゝ人なりかならず腰はゆるし
く人のうへも尊き家にむまれ先祖の名しく名あるき家に生れて又れ尊きあるを
まつりこと人とするなり先祖とみつのしるしのみを思ひはしめてかくいひおきてあ
るさまにて皇覧揆余于初度兮肇錫余以嘉名名余曰正則兮字余曰霊
均といひ又紛吾既有此内美兮又重之以脩能とくりかへし内美をたつさへて脩能
へまよふこともそ身のおのれが心よそれ君をたふるなりとあるへし　君をは尊名と名つけ脩能
と撰法かく厳しく前をすへるものなりとおもひてそれすれ君を忠して国を憂
ふる為にいかにせんと思ひし仁孝の心より生して根ふかく深くもあて玉の縁ぞの一の文を
くみて政をおもくかたらひその孝弟を為の仁の本とするもそのなくしてそあられそれを
去統なれはおのつからあく無し屈子志そあの本とたちまちあらはれ之が屈子死
して二千載のちの世にも離騒と人を辞とのみを読みて古今の見とする時勢の心とし
るすとさらは殊久しく離騒をよみて彼らにはさとりなきを後人のこゝろ屈子の気ことを

いにしへかれを譲る事を又る見てしくいはんおのつからそれは秘事といひしことを知るへく
しにその人にそ世界のことあれはあまりまし覚まして秘するものを庶民さてしきりにいふくきかくさへ
にきこて此なりを君にわれ離縁の秘事とも伝へられそれし伝たへかくとれて宮島なるを
たきく経ひそかといひし伝是其分のいひ経へ聞く古より離騒ともしる人相伝れと先儒の
物をかくする文にいへはそれ本てきかたもてし傅見いたすにもおもひふなりものもとよへは篇の始めたるさて
そ本の世説一義話勝読十年書とこの世にまことにあるやまとしてくめくらいひおこなき

通照のまことみ

篇の文のくさてるは父母のおやのあり人の心をもなしてたて父母をおろそかにする人の志は世のすたるみ古
より仁人孝子にあり又父母と思ふ人を忘れ我より父母の名をあらはすことをも思ひ出でし
を果し我より父母の恩を絶えたるものを知りて何とて凡を尽し共とも老を百行の本と
すなる事は事君が勢みたへあても先祖をおもひてその君を忠考の根をしかりと名
おもしろしいさゝかの字見
従草は常よりおくれたがひて微なる我御しらせ給ふ恩のもとてう人ひしくそのつぎをおもひてこまかなる
とて父母を思ひて
身をもちたとえおやれとくりかへしてその恩のつくる見みそなへてもやあるまし

さるを佛に仕て世を捨（すれ）るものはまことにあらずして父母をわすれわかつるは不孝に父母を忘る
身を思ひ其身のもとは忘るゝまゝ報とすることゝすれど出家するを其に道にかなふとするはことかる
しられざるの人の性を成就なると云ふとけゞかくひなりたし有子ハ云今此賢人宗貞ハ六代
の家臣を名乗りとりて日の沙汰ハおそれなく法にも名郷世禄の家に生まれたれハその父
母の人わかるゝもの其身を国に法を之身とかへりしめされそりとて節にも法にも今の身を節をる
民ハ離縁を作りて父母とよひまとりハ係縁を得して父母をまうけたれハ似るれとも有子ハ身をり
て国に報いて死して家務を遂られ我又此法にしたがへと云へつゞかれハ身とまへかくてや宗貞
は家をまて世をのがれて料職（とらう）み身をまかりしを得とは身もちの其をしり憂をあつめるも
すを心得てさいふもの遁世の観をはなれてまた法にきまりし
身もちの身のかくにおらくすへきをとることなるとおもひれらんその是にあみを
修行するとは出家の功徳なるよし父母の成佛すると云ふ憂をおろすと云ふ父母一代報恩とすて
いふものかれ人とおかハ我も佛経を読くに三親を育なれハ今更あることはなき先達に報ゆる由
書ていへるかくるん
身をもよく思ふ人は世をすつるは身をすてぬとのみとされんさる
いふそや源平盛衰記とさるせきを修して敬字をとれし婦の身の宗に頂れる

ちなせしら敬にさこのされて身の上に自殺するの人とする慾の中に佛の小縁をゆひ深しと首を
る陳まん時大将軍にて不孝なるあとはといゑれんとしての分きてなかくしおかれしとありけるは
石くふなるまよ人に入るの心さかあや佛とあの其て俗生と身すつるんとおそるハ大事の
心をまよハおそれりと思ふれハいつさかしもたゝとしとさけり佛とはなかれて其の人に
其くえぬるくしてあかれ其をとりて人皆悪の人と相有するとありるとなししされハ道
に父母と思ひそりしかとなりと其なるかゝらるとはれいし穢身に敬にさ存せしてもの
となりなるは何に其ならふと法れて不孝を無为とさ時

世とすつる身へすてれ

さなといふ遁世の世とするはまて身もちをも思ひわすれて孝に三親に多とれく財宝よ
覚へ侍る古よりは管絃の家の出家するもあまたれと父母のをかへると思ひ知られると俗家の宗とひ
とする縁をまつるものゝ人をきゝし徒その利の道心に縁をもはされ身を天理の約らふにあるとて
きこゆりふをや皆人をすゝめこゝろもまかりぬくは我の経かたきうき身にせよ為とこその亡とも
なちれとものことしに遠まきなき人すてすてすしかされて存をもとあるさとしく出ましと浮子の人たのみ
さて遁世の後にハ私りよく恥あるるれ家臣の御卿の席に優良を遂して必すに殺集
の中に録れなる人のしとをたゝのの披用なとなくて顔額やうつてりえとこふめて堂中に終にさる写

倫敦のうりさと見えれはかの醜く穢くおもてまでもみくるしき愚者まで精魂をこらして
京中に住める三浦白山とやらいふものか大群集して人あまたきたりて思ひより利欲をもさそひて
めくく思ひけれは拘留せられるもおほく海にうち沈めしは士にも法にもたかひ候
あるは猿の猫を絢とするは、ま事まことに身をほろほすものなりと思ひ知らせ
ぬまで洛陽をさわかしぬる事もせすなりたる旅の文覺といひし豪傑な者
の空信海其の様をかりて秋の日の盛と旅の一の前行く人を誘ひてとゆきもとし
前行にあひたるはまのあたり群しめんといひしに我時前行と雄思ひたりくけるに
徒子文覺子宮ところの里なる文覺寺と称してひそかに徒弟子といひけるは海を見て前行見
庭のおもて見きんとして書を読みて修行の徒弟子とも南方人とてうるも海を思ひ
文覺前行と一同見て筆と言葉をかはしてと床伏しぬる後日にまたるいとこちからに
に似たりけるといひたるは文覺彼らの清き心のおもむきを見よ難きを門人たちのなれといひ
例えはなりくさて人は高潔にして魂魄精神をこらすことありたるはすと思ひたり餘情も
つきは僞たる世にいはれたる者か御身人あれは古武道とも武士の残る氏にも事なれ
たるもせとこそひとく浮屍ともいふするは極致かしこれ從君とすりて我とすて俳句の論かて茶の
筆とつまり事にけもとかりは世を拾てたる君主之文字のくさりとはすてぬ

あり所とうもの身を捨てて出世をすることは世を住み世をあくて名利をひろふも世とするは極楽
と浄土も浮雲にかくれて成仏の望みを思ふ六道のまへのいとも得の教へは人倫を綱要とせん
い君臣父子兄弟ともいふも事あらはこれをまぬかれても捨ることなく一日も身の本を知りかたくもす
て欲名利に心を迷はして見るよも世をのかれて人倫を教ゆるに我の真心あるを以て
此うし人倫をすてる物を離るまじく人倫をすてる者と離れて後にこれを極楽を称ふ
六世を捨ると云ふ所の身をすててなのら称へく空教をしても言ても彼も無く
彼らもされ其郷里の婦人ある事を其ろはれて日来哀慕し其の後は後世を
合は民をとなすなしく思ひて尾を亦きこのまし日ころ仏法をともまちまちとの婦
ありし婦人をひけるは其と志あるてまもるこそれは仏法の嫁けた者心にも女しもまてやかれ
と男女の道でも其のおもひしく彩をしくものまつわるて色欲の身あたるおりてかたむ
そのおもしきまたれ勤行の事をおもひまもく六子罪障を培長せしむる此をとらく
ふ難してありけるに、といひしに此の婦人包をみんとせるに之にしてそれよりありける家なりけ
けると挫て翁耶所々此俗婦人を教論し稼婦かうたく突かれたるは身を得ませてさると
はさう候はれは昔より仏説する人を後男女とかれたれは後の世の悲楽を知りかたく記せる
ふは四苦のなくて之を此婦人の迷惑を厭ひぬるしあるは人材ともなる者にて説きて此よし世を

正路なる出の代とてもまだあらぬとなみとおく定めおきらぬれし
宇宙悠然古代流道衰文契思想之誰知之孤独月長照人間萬古悲
詩書道衰若佐深卿流郷々日競新明月何知千載恨懸惹客白頭人
翁自らの詩を織して等すひれは後まも作人偏しけるに月落何須々哀之晩
ともあけるる程そ名ついて要すて無きぬ

詩文の評品

作日作く作る事の過去しに名疑問する流く詩文の殊されはふ以てある詩をひとつ
名をなす用の程はあるままに名勢する作とみとそて蓋子深まの趣とやかさされ翁
の作る此詩と私くくいとこへ翁気韓のまくと論して作ると三古人開はとゐる論すま人をも
ほ漢韓詩の作る名預作悟意思開示して風雅の趣と出てそ行けれ蕭
統なる名選にみするまへ時十九首をらへ東坡の作のみ詩とはまを知るにこ此の作る吉飲に
むへく詩庸とまうひ深華を作とあみては風雅の趣をあなりひあろ唐異して車杜
王維の作にこてこ言詩の作前を一貶して古風を振興せしより今をかまく詩とよる
ふ人ともあ唐詩を学ひたる詩るあり此詩を我作る者をまよりの遠しやうふこ風定を写
しと作をまうまると風雅の残音を鼓あつて、わの作るふ人をと感するぬなれ

ハ字ふまその性情と出て深するふこに唐詩を於おいきとゐて作る宋の日本流公杜甫の
國破山河在城春草木深感時花濺涙恨別鳥驚心とゐる詩と論して古人の作
にこ意在言外とさすて山河あそて以へは城ありまきりする花を長しさそ木深さと云へは人とまろ名
至しならそ平時綿とくき物なりてするまゝとそみてあまき聞く此のまは為れ佐離
情さまれてとせるみの王鑿の唐詩と論すとも國風縁衣燕々瑣人采緑
等の篇は作者も言外に無窮の感あり後世とくに唐人の詩のそせとあり浜水悠々春草
東とるの懐古とふとせよ懐古の言れは深み洞庭湖打空城寂寞回と言へは其之
とゐそ也とは無己の感あるに深く風人の雅とは名さもとゐのらは此二子の詩的く千里を
好めりと云へ詩のそそを唐詩の妙を表はし専向大原平秋と表して霜威出塞早
雲色渡河秋と吾境也城月心花故國楼とゐるは此類の詩に雄時の氣をとりそ備とこ
ありこ杜甫の江亭と誠してあ流人不競雲在意俱遅寂々春将晩欣々物自私と
ゐれる類の詩に涂遠みことすて絶れるりそあるこ王維には同人江湖白湖東天地青と
いひ杜甫の呉楚東南坼乾坤日夜浮といひ王維に此の涇河濱にてるるよ
桐といひ柳宗元は梧葉残月曙門掩経霜花なとゐるふ列雅の趣をりて不群の
思とあせり織子宋人のいかちる非情の意を写て日あるみろさらくつさをみえと合

くさゝれどもなぶ此そ其の後とやいふべき。[illegible]時の詩を先に例して知り。杜甫が秋興
の八首、王昌齢が宮詞の諸篇を見て観るべし。これら名家詩と称せらるゝ所以にて、ことに
傑然たるものなれども、中にも晩唐にいたりて韋蘇州、柳儀曹が如きは昌
黎が文章を出でて卓絶すといへども、詩風雅におゐて遠くおよばず。元郊賈島が
寒瘦、元稹が軽浮、白居易が浅俗、李商隠が僻澀、温庭筠が媚艶といへる、詩の厄といひ
宋に至りて[illegible]もなく[illegible]するにおよびて、其大概を論ずるに、蘇黄[illegible]ならず
[illegible]の時の作者にて[illegible]、律に拘り、寓句に落て詩の性情を失ふ事多
きを云ふなるべし。鄭谷が宮を[illegible]して、江上晩来堪畫處、漁人披得一蓑歸と作りし
を、東坡が評して[illegible]は村学中の詩なりとて、柳子厚が作、千山鳥飛絶、萬逕人蹤滅、
孤舟蓑笠翁、獨釣寒江雪に[illegible]て、[illegible]と云りて、鄭谷が詩は殊にて俗寫
[illegible]の詩[illegible]、子厚が詩をもて見れば、其の趣[illegible]をもて[illegible]此の詩この眼
かなるを知り[illegible]得て、思ふに伊勢源氏物語の花鳥風月の聲といひ
[illegible]の詩の人は[illegible]知りて、[illegible]とうひかへて
吟詠する作者の[illegible]南の雨[illegible]楊柳風と[illegible]
清蕪閑暇[illegible]を見て[illegible]詩[illegible]朱文公の[illegible]

絶ひもとききて[illegible]の後勝壌集と[illegible]て梧桐月向懐中照、楊柳風
来面上吹といへるを[illegible]又一首に[illegible]氣象ありて、有[illegible]と見て作れる[illegible]
流人[illegible]とも[illegible]此の人の作句調[illegible]桐[illegible]のよき[illegible]作に[illegible]
ともとし[illegible]康節は[illegible]して[illegible]のありそれて詩は[illegible]
[illegible]情を[illegible]すべて意思を含て[illegible]にて[illegible]の人[illegible]の雅俗をも
[illegible]の[illegible]今世好く詩を[illegible]人を見るに[illegible]は[illegible]
[illegible]先[illegible]作[illegible]は[illegible]
[illegible]作[illegible]又世[illegible]一種[illegible]曲[illegible]宜[illegible]人[illegible]
楽府古詩の辞を剽窃して[illegible]一代の詩[illegible]を[illegible]
ともに模倣流麗一句[illegible]断種の[illegible]性[illegible]
[illegible]を[illegible]人[illegible]相傳[illegible]文雅風流[illegible]聖人の道は文雅風流
[illegible]といひ[illegible]とき[illegible]文雅風流[illegible]世上道は文雅風流[illegible]いへるは
[illegible]人[illegible]詩[illegible]道は仁義[illegible]
[illegible]詩[illegible]世の[illegible]今[illegible]
[illegible]とも[illegible]文[illegible]華飾

をかしとするハ述て言たるをと云てもさらにもなく人の作て寄するなれハ言はあるをよ
佳とせまするハ俳の此一句を詩歌ともなりて風雅の誠とさだまりぬ之ハ惣躰て畧ス
るなとやすく候へし

俳諧ニ感興の事あり

古にハ和歌ニ詩あるをもとゝめて詩ある故にとりて詩歌とかく同し事ニ云
俳ニ必すしも和歌とも云ひしつゝたのしみの婦々として李杜なとの名家の詩をよむ人
まゝあるなれとも俳諧ゆゑの自然をとしてみまゝ白居易詩れのことく俳諧の風をも
たのしひ平易にて通しやすきことをもちゐし俳の実をまとゝなしてさて長者の集とのこ
事ハかしこき故に平俗より唐詩杜律にて見えてなりし俳風扇よりも文粹等と
老く和歌へのなりし言葉ある也巻頭ニ織る漢句ニ韻の一種灑脱の味ありて近
き世ハ云ふる之ゆゑ和歌の詩ハすなはち論する事あり是しさて俳諧ニ至りてハ和歌
の人ありとも性情を以縁すれ故にかやまと詞をかさねることの不るもかるへからむ詩ハ
一首をかく同様ともに是を曲盡し人情を無尽にはとゝかる三十一字此所へ字ふしを尽す
まゝ叶ふる然れ詩と好く讀て賈至の早朝大明宮の詩千條弱柳垂青
瑣百囀流鶯遶建章劍佩聲隨玉墀步衣冠身惹御爐香と織

それとわしく王維の九天閶闔開宮殿萬國衣冠拜冕旒日色纔臨仙掌動
香煙欲傍袞龍浮と織し岑参の金闕曉鐘開萬戶玉階仙仗擁千官花迎
劍佩星初落柳拂旌旗露未乾と織し杜甫の旌旗日暖龍蛇動宮殿風
微燕雀高朝罷香煙攜滿袖詩成珠玉在揮毫と織すると見ても文彩の趣聡き
ろのミあるハ國の泰平に氣象聞中ニあるこそかゝるの不ニ無く俳諧の風情を
強蕭燭此日事に好みし只是風雅の事の情を幾すと一瞬しても和の流れに詩を加ふ字余
あて人々を教ハ首尾をあはれ西風茱萸の詩に来ゝ茱萸房云来之来ゝ茱萸房
言有之と云ふさとしそれ婦人の知身を求と来く日ととも老と自らの織し無の言葉
をおもしき婦もあられて時代泰平にて婦人までも無く世にも情をしるさ
あるそれぞれに思ひてなるの事ハ
とし老れたる人もいと無あはれやさしうかなしくたとえも
とあるうて我朝も妓女で唐のことく雅延和平野臣國服若しるも好しひやかなく
いて感のし茱萸の詩ともかなの詩を出古今集の歌を詠まる事を俳情ありて
あはくて一唱三歎すること無つくる
もくみる之俳諧まさにとのこゝろはあるなれとも我ぞ云ふなく

此歌を吟ずれば老人の懐旧の情を感ずべし
又此歌のやさしくあやしく桜の花のちりたるを見てはいかなる
此歌を吟ずれば有徳の人の翁の徳を感ずべし
世の中にさらぬわかれのなくもがな千代もといのる人の子のため
此歌を吟ずれば孝子の親を慕ふ情を感ずべし
風ふけば沖つしら浪たつた山夜半にや君がひとりこゆらん
此歌を吟ずれば貞婦の夫を思ふ情を感ずべし
忘れては夢かとぞおもふ思ひきや雪ふみわけて君を見んとは
此歌を吟ずれば君臣の恩愛の情を感ずべし 此歌なども古今に見えたり 古今集巻八
代集にあるは特に稀なり 此中に好んで吟ずべき一首あり 鎌倉右大臣実朝の歌に
武士の矢なみつくろふ籠手の上に霰たばしる那須の篠原
此歌を吟ずれば思はずも剛き心を起して勇壮となりてすぐれたる
和歌は勇猛の歌なれば武士たる人は此歌を吟じて其の金革
その志を励まして勇気を起しつべし思ひ給へ
なき……

もせ……
ながめつつ……
久かたの光のどけき春の日にしづ心なく花のちるらん
細日……
うらさびしき……
夕されば門田の稲葉おとづれて芦のまろやに秋風ぞ吹く
秋風……
津の国の難波の春は夢なれや蘆の枯葉に風わたるなり
……
其の歌の意……
と……
……

人の心は感興するに従ひて…晩唐以後の詩の道く頭…にして情を述
べて…して風信の意…なり実
と…の…なけれ…詩経の…

六義の沙汰

序中に古今集の序に詩の六義といへる…
…詩の六義…風雅頌…
…詩の六義は古今集の序に…
…詩は風雅頌賦比興…男女各己の情
…詩之…風雅の…雅は朝廷の公卿大夫以下の
情を述する詩也 賦…頌は宗廟…祖考
と…風雅頌を経とし…
…詩の全体…三経…賦比興…三緯
…雅頌…三経…
…詩の部…三緯…

…の詩のさまを…比興…
…[illegible]
…詩経の…婦人…
…[illegible]
…比する…
…関雎の詩…君子の好逑…
…詩の六義…
…桃夭…
…風雅頌…[illegible]
…楚辞…[illegible]
…賦比興…[illegible]
…六義…
…比興の…

難波津にさくやこの花冬こもり今をはるへとさくやこの花
とよみて帝の御さかえをほき奉りたれは歌の父とかしけることなり
されは此の歌を綴せしよりとよみて後
大宗以てよみ侍りけるのまことは歌の源を志らしけるゆゑ
とよみし此の歌を挿て世にひろめけれはこの歌のまことをおもひけるて
此御歌きこえ東の方まて弘め此里に歸しすゝめんとてあるし
とよみたりこれ歌のもとゐとしてひろく此歌のまことあらはれ此の教ある人は誠にしる之
はしめの歌は天下の人の教のもとにしてありけるにこれの誠
此歌の山家の花の道なれはあはれをもしらしむる
とよみけれ新古今に歌をえらひしはたゝ人と帝とのへたてなく山家の花をもえらひ
歌のためにはいかにも世の人とかく歌の道のまことを考けるとおほしきて
おもひなすや難波津を倭とや志らぬはかりて我を老とけるを歌
とよみしは此の世の事のみにかゝはらす
あはれ見むのさかえのみにはあらて此の世をすくふの教ありけり
とよみたる歌の心よりしるへきことよしあるこそめてたき

の教をかゝるさまにして此方にはとよみ風雅の道のこゝろあらはるゝ歌の道の教
ことなれは此のことをいはゝ此歌の心を知り考へしみて歌の道のまことをしへきか
はしめの心をもとめてあるを知らんにはさたかにしるへし歌の心の道のまことの六
義を歌の心とし格別なるかとおもふはまさに此の六義に歌のこゝろの六
みなもとの歌の教にあらはれ此の歌の教の限なく宮職律令なとの
俊成卿の教をもとめて傳書とあらはして世に傳ふるに名実勅願をもとむる
これを信じ傳信録は傳疑とこそ其の事のさまにいはれて道ある
仮名の陸書にあり
俊頼卿のあらはされし俊頼髄脳に新古今傳書の事ありて此の歌の
之を傳ふる俊成卿の教をもとめて是れあらはれ此を以て自らもとめて古を尋ね
此の自らの仮名と古語を考へ歌の教をもとめて是とし此の文章に是れ
とよみける此の歌を以て今古今集の書とよみの文辞によりてしかるは
此にあらはしてこれを知るにまされるのこゝろにて其の義と思ふにあらはれ此の文辞の
其の書の事を俊成卿自らの文辞にして書を解し其の歌を論し此の其の傳ひとつに
これを知りこれを以て其の書を傳へたる是れを論し此の其の頃の世にもまされる事と

そのゆゑハいかにとなれバ、ありてハやれたくてそれとハ[illegible]演編とこそのむ
くおいてとき、是亀とものハ古をとるとて[illegible]と称ようハ古を於いて又なりかき
あらそそ[illegible]ありて[illegible]かの[illegible]をとらへて[illegible]義して
けるかうの明の李空同王世貞とを[illegible]秦漢の[illegible]をめでは[illegible]古学
に就[illegible]の[illegible]を[illegible]の手段を貴ふといひし[illegible]ハ年[illegible]
なかく名七子[illegible]其自古の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]の[illegible]文章[illegible]文[illegible]
[illegible]宋の[illegible]鄭郊の人[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]老師[illegible]と[illegible]詩[illegible]
[illegible]書[illegible]雑[illegible]詩[illegible]自[illegible]
[illegible]文章[illegible]辞[illegible]或ハ[illegible]古文詩を称して世に[illegible]
[illegible]高[illegible]大[illegible]
[illegible]の風流と[illegible]

中[illegible]かの[illegible]かの代の風[illegible]いやしき事
ありて[illegible]同朝[illegible]みな口吻す人の[illegible]さる中に[illegible]
もなく[illegible]今古質を縛むとあれ漢唐宋
の理の[illegible]方距従とりて[illegible]実証の治
宋の蹤華仲舒の対策の文韓退之の原道欧陽永叔の本論等の篇を[illegible]甚[illegible]
柳子厚之模擬[illegible]古今大家と称し人の文章を[illegible]半易[illegible]
いふ[illegible]人の[illegible]今の[illegible]のごとく読[illegible]雅[illegible]韓柳欧蘇[illegible]
後李和王[illegible]宋明[illegible]の文章を論する[illegible]韓柳欧蘇と宋と[illegible]
[illegible]文章を論する[illegible]学[illegible]自[illegible]推[illegible]
[illegible]ハ[illegible]老欧陽公と相識る[illegible]
[illegible]欧公[illegible]他文[illegible]書約[illegible]之自[illegible]世人之患在[illegible]読書[illegible]
文字[illegible]毎一[illegible]即[illegible]人[illegible]指[illegible]多作自[illegible]
[illegible]欧陽公の[illegible]ありて文章を[illegible]
[illegible]
あり欧陽公の[illegible]欧陽公古今文章の大家[illegible]

古人の文字ニ以て今意を[illegible]云ふ先ニ出遂されハ此外
ニ及ぶ事なきを明らけし 又韓退之答李翊書柳子厚答韋中立書等ニ蘇老泉
か上欧陽内翰書と見て[illegible]二子の法[illegible]の力と
後書ニ[illegible]
され韓柳欧蘇二の文章[illegible]王[illegible]
等ハ文辞を古ニせんハ必[illegible]
孫[illegible]古文辞[illegible]
書ニ[illegible]銘志著作[illegible]自[illegible]
[illegible]指摘の[illegible]
[illegible]今[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]古文辞[illegible]
古人の[illegible]

ある先儒ハ[illegible]作を一向ニ変せよ[illegible]七八分の力を[illegible]二三の力
を作[illegible]韓柳欧蘇[illegible]
[illegible]
[illegible]

文從字貫

[illegible]文章の[illegible]書を[illegible]
[illegible]書ハ[illegible]韓退之[illegible]
書[illegible]大史[illegible]
[illegible]書を[illegible]班固[illegible]韓退
之[illegible]書[illegible]
欧陽[illegible]書[illegible]欧陽[illegible]韓文
[illegible]
[illegible]
[illegible]古人[illegible]
[illegible]老泉

あるは中んおそ一書を懐中より取出してみせけるに殊に秘して人に見せざりしとぞ或時よ
ひそかに取出して見れば至て古きものなれどもさすがの書とも見えずあれはなく
世には伝へしるものもなし老泉が批点ありといへども世に伝はるものは偽なりといへりと
とてこれはまことの老泉が自ら批点を施せし書なりと見えければ大に喜びて譲り受けて帰り
入りたる後手がら其珍書を得て秘せし大切に蔵めて貴きもの長く秘蔵すといふ文章の多
後学を導くになるべし但先秦西漢の書とても荘子楚辞の如きは吾徒の材力の及ぶ所にあらず老
子の類も論じ難し 是よりして論孟と其外の経書を学びて韓柳欧蘇の数家を学びて老
荘周宋玉の流 諸葛荀卿の書までも皆ことごとく習ひて後に史記漢書の類を読むべし 漢書は
掛酌して見る事能はず 宋元明の名家を総括して其の文集を読むべしかくて後に荀子孟子の業
唐門の諸家をもあまねく見て其の中より八大家の文をよく見て自得する所あらば明朝
後の名家の文を学ぶべし 其の中より新を求めむとするもの文章
経相続て徽州を学びて其の門人の家をも学び見て其の習ひを学ぶべし
理学派の人の文は韓柳欧蘇を学びて其の後に世の文を学ぶべし 又韓欧の文
世の人の文を学ぶ人の中にも其の人の性情によりて学ぶ所あり 韓欧の文
と班馬を学ぶに韓は史記を学び欧は漢書を学ぶと云ふ 韓は文を学び欧陽は辞を解

せぬものと思ひきてありしが思ひもよらず韓退之の文を作りて人に見せて人笑ひ
ようやくひとし人笑ふ事はなけれども作りし人のようなる人あらずと云ふ事を知らず老
あらず下古文の道は大儀の文章の道といふて見る人なれば其の人を笑ふ事をよく
韓欧の文を学ぶには其の文を学ぶ人を笑ふ事はなく韓欧とすることを知らず経学の道
同じからずといへども古人の文の意をとりて学ぶの意をも古人と
笑ひを取ることを学びて世を弁ずるを知らざるべからず

文章の盛衰

文は古より文章を論ずる者漢の文章を論じて賈誼司馬遷の文章を
国の逸を論じ西漢の文章を尊ぶ 揚雄の辞賦は韓柳の古を
偉人の文章の盛なる事東漢の文章衰へ始めて六朝に至りて郷
偶を用ひて文章の法を守る事なし 其の後唐の韓柳の文章の体
又唐の陳子昂韓退之柳子厚の二子は其の時の文章の力を用ひて古人
之を陶冶して自ら文章の道を作る事は退之の文章は八代の衰を起すといはれて宋の欧陽
文の法を作りて八代の衰を起すといふて其の後欧陽修其の文章を学びて
其の思ひを述べて古人の道を学ぶ 韓欧の文章を学ぶ人欧陽修蘇軾の二

子相続して排記せしかは文章始まりといふ事は信しかたきを西山大人近ごろ韓柳て
唐宋にいたりては韓柳欧蘇は文章家の大宗にて古今の文章によりて人に
人も推浴するもの也然るに其後明朝に至て詞は文選を学ひ都て文章世に盛にして
劉基宋濂王世貞李攀龍何景明の徒名を耳に擲て古文辞を称し韓柳欧蘇
の文章をかゝへ一言も此等を用ひす得て高く秦漢を法とし文章を作り
て高くせんの屁けつと唱へ其徒名一家の言となして是れに韓柳を遠疎とし欧蘇か
作法を捨て文章の体を文章は時運と盛衰する事なれは其中より格調を意へ
中華の平易なるは節倹となり簡古なるは刻薄となるそれより其の文章科挙の業
の者のみは其を時文と称せしは古文のは見るもの多くなき事なり時代に高く古文
をまなふ人世の業として信古錯綜に名高きも韓柳欧蘇の文をとるを其業と為にせしか
無きに諭撥し自ら古文辞を唱へ学せるは其もあれ村城の人は唐宋のさする
事にて其の子他の名を見るに古文辞と云もあれ雅に似て雅にあらず或は事挙詞を用世
にも教えの平易なる常に信ずるものを凝く利学にすゝめ其の文を達しに程唐宋の法
を信じ流浮し自ら論し一世を鼓動せしかは世方の文士靡然として仿依せし程
その文章の主盟を称しきも詮語に浮風利に流る韓柳欧蘇の文とは風格にて終に雅

賤するもともまた風利に流るゝのみ文章を好みて古法を悔めて筆をとる者
先あるもからは此等の人を捨て漢魏に別科を集め見るへしとて之に文をなす人
文章をよく自ら作る人の古文に業を修め終に四部稿の師となるへしと見えし
の風利を見るをたゝし々いに韓欧を学ひて今日の事につきて定めて論を立へきにある
ものなり人の為によく古見定めてよきを見るへし

年のをしへ

朔風盛になりて日毎に冽しく霜雪のやまさかりし方は諸寺に志深く塔の鐘
鈴せんとする程を挽あれ今日を暮へるやうなる例の人の為に起居を問ひまいらせし
まで立ゐかゝるの事にて年の暮とて世のさまいそかはしくてはいとあはたゝしき事也
住まへる為の事業をもすかすかに行ふ蕭然たる環 堵の中にいるとまで為す
弥して見る所行く年月のすき年の暮も覚へ行かれさりてと年月の迎へもあらす
分けれて也かき年ある学ひし田峯にてなくなりて感する所を年積く
此年村里にて今又悔くもあかりあかるまるへし
なるとて身のいとゝ辞する老たるへき我ありたるまゝも行かし
と学ふ年月まへし年をとそのはしくしても又は後世の園をむかふ衛武公行

年九十有五にして猶箴儆於國ていはく苟在朝者無謂我老耄而舎我必恭恪於朝
夕以交戒我とてよく指戒の詞を庶して自儆られしとなり今翁も通するといへとも武公の
年には及はす今より期頤のよはひを享ても日は浅きことにあらす此後翁も子之
しも師門に世話を今まて其所の所業ともなさす先年教授の事を左ても
あきらかにしつゝ村里の童子を教へしに今まて学文のつとめをもよく
もてつゝけて汗顔の思ひ少からす其ことは常に此書を読まして人となすへき
も皆よりも此道を伝ふることを相ともに勉強して日夜此業をなし
ておのれかむとして今年此歌をよみていはく翁の筆跡を師とせしを
さる事なれはいまさらにさても翁か先生の中に謝して衛の武公のことを
とかくしめさるゝてあるへく佩服して忘れす完之守りてより武公の以て
あらはしても老て自儆をもしたまひし年老ぬる人の師法とすへきこと翁今に
書紳にしるし玩味して教へられし其の武衛の為めに二人の老学あり衛の武
公并にしては蘧伯玉は二賢をなしとなり其子淳を好みて篤く故に寡人は伯玉之寡
過を慕ひしも未能とす五十にして四十九年の非をしりて六十にして化すといふも武公此
自儆の我か身を聞きしことを求めて前後相比して自治の切なることをしるへし

七十にして孔中子求とし読書して教へを受くと云ひし列国君大史の賢とするを
ましてや翁はいまたその実を離れすして今に至るまて人の為の事を存せし
はあれは翁老たりといふへからす謹て後君の教訓を守りて精力を施すとも知り得て
君の道をまもりて寿考をなし材力にたゆみ懈らすして日々学業に勤め古人にも及ふへき
と歳月は待たす身の材力も多くなすへからす老にして勉て怠らさるへし
ありけれは日を惜み一日も年老にて後日あるの懈を思ひそこにて偏に老への意なき
を師として翁の身のよはひ少壮不努力老大徒傷悲と云ひ陶淵明か盛年不重来
一日難再晨及時當勉勵歳月不待人と云ひ古人の感慨を同しくするこゝろなしとそ今日の事今日にて
して勇進の志を振起すへし又世に伝ふる朱子の勧学の文あり
勿謂今日不学而有来日勿謂今年不学而有来年日月逝矣歳不我延嗚呼
老矣是誰之愆
此文は朱子の家訓にて自棄の文なりとの説あり朱子此等の文を作り給ふは後人の疑ふ所なり
朱子の語にあらすとも今の世の俗に云ふ所にして意の明白なれはなり古人の云へる自
警とすへし又晋の陶侃か云へる大禹聖人乃惜寸陰至於
衆人當惜分陰豈可逸遊荒醉生無益於時死無聞於後是自棄也といへるも学者の立

志との法とすも萬事以て則節の詩も曇理に来の家法にてそと通ての行かたえて人と生れて学者
志あると心きたるの生きる時に至るまで萬事を同して格果いて以借の
ことにてなりさ道は法男子此際俗の流となりて自ある激昂して日来勤勉せしも從学は
勇進とうるさて又の急迫なるときは休息して一生かくて離れかすて道は急迫に
て永る事子あるのみ懈惰を戒めたる聖學の書に優遊涵泳せしまれ久しくてもの法の進
業あるも窮むし加賀まさる時士族の中に祖師利休の風流を慕ひて茶湯を好むもの少
つわ作の時節中葉をはりて道具をも金をかけ居を好きて楽しみとし周りの人なくいふ
ものけいとも中みくもやめよりしとえはて人ならは中々自ら一生のおまかは絶えも一生
日外の肉をまて寸ら茶湯とする日をあるをにて家にあると何を思ひて人目とてする
ものあるまき茶の道を志ると此人の茶湯とするものもあるさて道も本とする頓果て離るへきまた
一生の間なくも日本あるさるてあくあるみつるるのあるあくするにするを急迫すてすとは
多とひ謹てよくてあるとも皮膚の間まて豊かに入いるか秘蔵を論して滋味を悟りておいて出来ても免
迫るまいならまる道なる物なりいまく日もあみるあるてやうく德急するとむるる人窮なりへら
く学問を勉勵と思ふ人なく急すて迫切あると知ろる義理は涵泳と思ふ德うすて懈弛なる
と戒む迫切あるは偏施あるへの学者進修の道をものゝて縮急相俟て育ひあすへきをうるすし

程子のいはく志道懇切固是誠意若迫切不中理則反為不誠又曰人謂要力行亦只是淺近語
近一聴言意氣轉此義時多淺表精義の言と見よ窮め理あるへしとそするとそこの下し
　王子試筆の何附
日月出て梅く白馬の陰遅ならく意窮日に停して芸芸の術成らして達はたてあるえひそあるま迫
とも思ひなるもしかたしの老の法より来らうてはさすあるらえ後の書ろくまぬあるきちきこるなりすに
康ならえらくまてあられは記者もはかすかなく昔の蒼生とそすとされとあもさはらぬきまの罪と論ふすもな
あもとえ国の中あるる精すつら黃の章(ここす)術りの者とありて枝をとるる梅かにえ比昔と是するかなりこえある
けうあるはあまて幸なるかのかはし時より学ひの寡子年と経て中豊あろて後来の退子ちさの以て郁書の風と
多く韓欧のたとしてまろく耶郷の事とふるそ老の孫哲て在此しさくもまくの年月と経て世
ろうかくてみを程と老のうる意裏草枯事にて行いあるとる後を知らぬ人現とやいも人繁なる悉の浮て
要のてらく鴟梟を糾ふ纔(たへ)の志としてふるまおろけふ年あるへき中なる去空人の建隆ての之保て
我の道のて経と並ひ後く古今のそてあく思ひるはからてあくてあ人ものて作る宗る之まき公道
その後れの儒教世する紀それまるしから人の義理まとてく利欲すさとくあるをする古来の道するれく
風俗日々に下りゆくそをけふて今れとも今きをえて一代の風教を維持せんとすとてわか力とする
るあらねはそとへす蜘蛛の樹と撼く精衛の海を塡むる似るなるて下さいこそ世を豪民と称するも受傷

今時のますます仕官と称するにいたりては世々の老師宿儒と称する人のみにて実競
と辞するは他道に雖て仁義忠孝の伝をもとするはこれを起りけるの身勝手に我をと競ひて伝耳
と既にしめ此好を授するなりとは清きるなりと女人のいふ者の阿世曲学といふそまと云事也よし人
さてあらぬある経風伝を昔よりあるべきものなればものとも[illegible]仁義の道と称する伝て前儒
の模範と失ひ今思ひみるに責て儒と称し居るもの[illegible]志ある者の書の初として人に皆
己か志ある者の跡を万代といふ中ある我ともこの者の道を人をも[illegible]自ら[illegible]
此道あることをかくて今年をさしてむなし
此書をかはして思ひも七十年にあまれる後の道を[illegible]
此筆紀を起る年[illegible]あひとしきものをはしめとして[illegible]雑話と書集むことを
書の書を筆を執りて我を[illegible]を[illegible]にして[illegible]杉志して
[illegible]なるの[illegible]学者の身を省る者一の[illegible]して[illegible]識者の[illegible]を書す
して後[illegible]信ある世の[illegible]の[illegible]と[illegible]此我と[illegible]
[illegible]信[illegible]のとしるす[illegible]

孫臺雜話巻之五畢

享□四年二月下旬筆を起して三月書
写し終ぬ

小原□

謙齋漫録

佛法不足信事

厩戸皇子ハ用明帝第一の御子にて聖徳太子又ハ上宮太子とも号し
幼年より聡明叡智にして末世にかゝる人なし然れ共此の人日本の
為に佛法帰着して蘇我馬子と心を合せ神道を捨て佛法を弘め
諸神ハ天地を以ふものを捨て物部神道を号して我国の神ハ廃し
制りある國に法を重し西土を尊とし神道大に衰へ絶えて四海に存
隆盛の道をとれハ大説ありて身と心に行ひ給ひて絶えんとして云ひ
学者帝を法をすゝめて撰啓し或ハ帝のるの蘇我ハ馬子か帝を殺し
奉りしを知りなから此の道の要用ぞとて答るものなし然も法ハ徳を
心を合せ蘇我を捨てかれ君をしも佛を信する天下乱をなせる事を知りなから
帝ハ太子の御ためにて乱るを御覧して忍ひ給ふ心なく馬子の

勝と同しく無忠無孝是を世職と云ふ後々文を考へ仏法

御信仰の道を立て上し直に其武男女公達二十七人を出家とし子

入唐して文を学ひ又殺生を止め是まて忠の儀を取つて封建

又公卿の様に横に棲ひて書を以て横に出家となりぬ是まて書きて

掟て子孫を施し事取もなし　と云ふ　昔の[illegible]政に背き

しも高く此に悪男子と優婆塞と云ひ女子を優婆夷と云ふと

ある然るに故に其後心なきより男女公達二十七人随て殺き

れし子孫絶えたり其の是非なし

聖武帝御治暦

聖武帝は人皇四十五代の帝なり是は深く仏法を信し南都に

七大寺を建立し又一国に一寺を建立し是を国分寺と号し諸国

まて今に至り昔は大寺なれとも今は廃れて越前の国分寺

国分寺なるも然るに昔より悪僧共戦場に出て武家に害をなす故

信長公鉄砲を以て僧を殺し立てる所の寺朝倉と共に亡

其後信長是に剣を以て悪僧ともを退治のやうにて並に

此の如く[illegible]是を治め今に至る[illegible]

則ち[illegible]不残と[illegible]華飾と称して[illegible]唐の本

と[illegible]武家の[illegible]騎を[illegible]寺の悪行[illegible]

聖武帝[illegible]皇后[illegible]法師と[illegible]

[illegible]新に[illegible]唐の[illegible]僧正[illegible]

其の配流[illegible]一[illegible]の大[illegible]人[illegible]

宗の[illegible]一[illegible]後[illegible]遣唐使[illegible]

半朝に候り単之時節あまる二相見え歴劫し盛衰終に成候り
香湯に浴せしめ子成武帝ハ錦衣の見えさる斜し其れをハ候ふ不残と
斜すの様に然るに其を惟房子偏に依りて遂に其年ハ早く子孫断絶
もろく絶への事に書子と拾ひ佛法に付ひある

法の何院不学不仁

法の何院に人皇七十五代に当也如宇多院ハ位に御依して依て海
法院の法流に定むる　其久寿四年に其ほかより下て大に乱れ天
代に当り三十八代の聖武帝四百余年下も安きて有し二重年を辞り
名に称帝皇后を継ぎ給ひて一生御念を深くし給ふ不残に[illegible]
也此に身を人とよふ其能武天皇勅旨に捨給ひ[illegible]
為に鶴殿の雛子若く見られ文ハ掲示物あって宇の前に若く見

られ得て地獄に落ち弓削の道鏡は法皇となり称徳に寵愛
と位定となり藤原の仲麻呂と道鏡と位を争ひ法皇となり二度[illegible]
事を謀り道鏡の法皇となり朝廷に背き道鏡に法皇となり論言従ひ
よりて此君の法皇の御位孝謙天皇に為し平家滅亡の後に掟にして
其道鏡と定め為に其より後日にて御位成得て如く
御身の大井寺へも去りて甲斐の国思ひめぐらしても菩提を遂げ
の字を三十二字其名を観音経をも具足して執金剛神と仰ぎ金色
此儀終にて白河院の玉體を案じて佛家ニは地獄罪人と極楽しり
実ちと笑ひて類ひ一つにし仏菩薩を安置し奉ることを以て悟る
しかして七十の寿をも保ちて法然に帰依し其の後跡を絶ちて
おのれ佐々此日に依りて法の跡を絶つと云ふ其教を称

世々人皇四十代の帝より二十余代の後胤安徳帝の御事也
君臣の礼儀を紛乱しかゝる事をなす礼儀を紛乱し大河の流れをとゞめて
是とせん事は道にあらす只にほひ出家ならん今は源氏の繁栄
甚しき事を先きに此の罪をやかての天下の大将の上首とさだめ給ひし
月ふる大内のまへに大将軍と称すべき事は源氏の御一族なり
ひとへに偏に便宜とおもひ毎に公家一統の世にてある数を君臣兼る事の一体のうちに
理に依て用ゐる所はその子孫の為に是利けんとも此時のうちいさゝか武
臣を得ては便宜をあらはし給はん事を二ツの内の御事は失はず三位の事
時の年代漢の朝にして明らかにかくのことく其罪にいたる也是ならず大官重臣位高き
数して斯る輪廻のありさまを大将軍重臣にてありけるも又其の御心を以て法を尋ね
利得なる理をしりて是非をえらんで其の後世を持ちて上首の大将

儀にて頼朝の子なるも申付たる事は重罰に至る為也と御称の頼みもんと横首
も是を以て不義の為に悪行の事をなし是を以て御心にあらはれ是を申す時は
かゝる事は御公事御仕方の様子は様に用ゐ大将の心に元あるは法に依る事の浮
世をのかれて其の家をすてたる事の最期は実に遠離心と定めしと云はれし子孫
数代をはなれ恩を受くる事は清く二心なき清浄の事なり
忠と定めて法を信ずる人の心には先あるは法のこゝろなり

足利氏之事 附

足利尊氏は清和天皇十代の御末葉として押て征夷将軍となり武家を
また以て人を教へ下て漢の三傑と董卓曹操の悪逆をも知らず同じ
家を治る人の心を教へ是を以て人とし是を見て無欲にして積善の人となり
世を治る君の心をもつて利欲を以て君と共にして一生を苦しめ国を治るなり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 老人通安の臣家 [illegible] と [illegible]
出陣之様子 [illegible] 楠正成之 [illegible]
南朝之 [illegible] 内ハ [illegible]
[illegible] 天下の [illegible]
然れとも [illegible] 軍法の [illegible] 信長 軍法
[illegible] 豊臣 [illegible] 太閤 軍 [illegible]
[illegible]
神廟 [illegible]
[illegible] 天下 [illegible]
[illegible]
候 神廟ゟ 南龍公 紀州 太閤ニ 相談之 肩衝 [illegible] 天下ニ [illegible]

送 [illegible] 家の [illegible]
参上 [illegible]
観 [illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible] 御 [illegible]
[illegible] 常 [illegible]
[illegible] 南龍公 [illegible]
[illegible] 連歌 [illegible]
井 [illegible] 南龍公
[illegible] 父君 [illegible]

天下統一を欲する者も其れ真に天下に二心の名を遂なりと恨むると
記し置く所ハ御辞退なれと跡に定て一天下の御為に其の名を
者もあれと定め置て終に実の恩を称するに至れとも
其の時に信長に従ふる所の者ありと云ふ　其の後法度義昭公の思召に依
りて其の国を潰し全く都を退り其の人と共に
其の事の由を記し其の跡を継ぎ正統の刑に行ひ其の全
根と成る人より武を行ふ者の法に従ひ其の恩を施し其の人々を助く南龍公
の御代の事を一と心を定め置くの事とそ

織田信長公事跡

織田信長公御名ハ吉法師と云ふ十三歳にて信秀の嫡子と成る天文
二十一年に父の跡を継と云ふ

法名ハ総見院殿泰巌大居士

天下を定め世を治むる者の其の一事を知りて後に盛衰遷の
て将軍義昭公を廃して元亀二年正月信長公兵を以て
叡山延暦寺を責て大衆を悉く焼失し伝教大師以来の寺院悉く
焼払ふ　延暦寺を焼払ひ叡山王二十一社を焼払ひ其の外一人も残さす
殺し尽す所の仏閣を焼払ひ紀州根来寺を焼払ひ其の外数多の寺々を破却し
悪逆を遂て大将軍の子孫を滅し其の身も終に
元亀の信長の悪逆を以て天下を治むる事久しからす
当年京都に於て本能寺にて明智光秀に弑せられ天正
十年六月二日信長公と嫡子信忠卿共に其の身を失ふ
いつれも天罰を遁れさる事と云ふ　其の後秀吉公天下を
治め其の子孫を絶す其の後ハ徳川家の御代となり
其の後ハ天下泰平にて其の国を治る事と成り其の後の家康公

大将と［illegible］此氏也［illegible］之衆を拵ひ
是とて［illegible］信長［illegible］身をも［illegible］
［illegible］遁て［illegible］大坂［illegible］
［illegible］御封［illegible］
［illegible］権柄を［illegible］信孝［illegible］
［illegible］播磨［illegible］
［illegible］謀の［illegible］
［illegible］抑之信長公［illegible］
［illegible］信雄［illegible］信長公［illegible］
［illegible］源成公［illegible］二万［illegible］
［illegible］信長公は［illegible］

信雄と［illegible］源成公は［illegible］信雄と［illegible］
［illegible］信長公は［illegible］
［illegible］

豊臣秀吉公来歴

豊臣秀吉公［illegible］天下を掌握
［illegible］信長公［illegible］一騎［illegible］
［illegible］
［illegible］柴田［illegible］信長公の［illegible］
［illegible］信長公軍用金を［illegible］
［illegible］
［illegible］

右日[illegible]　今の京大坂[illegible]根[illegible]伊丹[illegible]姫路[illegible]人ら男女[illegible]の[illegible]

[illegible]人ハ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]伊作[illegible]

天正十八年[illegible]

太閤[illegible]

秀吉判

如此太閤[illegible]中[illegible]天正十八年[illegible]江戸へ参

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

ましまして　神君をば　内勅をもたらしめ給ひて清和源氏の御流を

薨御前元和二年四月　従一位太政大臣に任ぜられ同十七日　薨御

ありて　台廟を後光明院の御祖父太政大臣に任ぜられし事を贈官

は其上にあらせ給ふ故に中納言と申す是故に贈官は北條氏と定められ

後北条の信長公は御当家の御先祖として其後新田氏を出し奉り

御子孫を是に立給ふ　無常の儀に付て御座候

神廟御遺命

慶長十年より　神君御隠居ましまして　大君秀忠公に天下の

台徳院は江城にましまし御政務を執らせ給ひ　江戸の城に御隠居駿府

にましまして　御政事を執り給ふ江戸の政事は惣て御相談の上にて

御補佐として大樹に御代をゆづり給ひ御在世の内より御意にかなひ候様に

けん見らんと思召させ給ひ何事も御相談の上にてなされける大君の

上意に大坂の御治の後江戸に参らせ給ひ本多正信に仰られけるは

只今天下の仕置は何事も御前にて相定まりしが我なくなりてのちは

大樹御前にて天下の政道を相談すべき者は正信の外にはあるまじきと

なりける故に大君の御心を悟りて仕へ奉るべしとの上意なりしに

御当家の御名を残し　天下の儀は其心得にて悟られ正直に申すべしと

の遺言なり　御当家の御政道を一向に守らせ給ひ誠に天下の御為なりと

神君は　御当家の御名をも御心にかけ給ふ　御当家の御大業

を継せ給ひ　御大事を第一として君臣の礼を正しくし白石を

武略　神君の御遺言を守り給ひ天下の其外は万事を定め給ふ

を以て御子孫に御譲りあり　老中の御役を勤むる者をば其の御遺言

さて御正統七代にて絶て八代目の公は紀州より出て徳川の天下は
其家を此家の人に公を専らとして下には継て七代
同じ事に大切なる事也　紫宸は治路の法度あつて八代目の君を
以て是をあつかふ思召は其職をかりて見る君と心を合せ八代目の君を立んと
する事の儀也　神祖日光山　御遺言あり八代目の君は
有徳也以後其実明智　神君以外力を分ち出世は賢君と仰ぐべく
御耳　神祖御三家を御取立有　忠孝を尽べく一書を以て之に進ぜて
危ふからざる一書として天下国家を治める所以は一筋也次第に力を合せ人の心を
一にして大樹之命を持ちてはなき事也　習許にて忠ある人と聞ゆる
ものは早く聞ひ見る所なれば大事を計り其付て進み行て是を成る
然らば一書を以て此事に付て其家の子孫に如く法度を一命にかけて謹と
持て今はかれば一書にして抜きかれは事を継で一書抜がり　将軍家之をおさむ
御耳　神祖渋府にて　将軍家を継し後天下の事を思ひ定む　上下の儀に
抜は大君と心に任せんと思ひたる事を以て路の時将軍家の冥加に於て蕃清む
る大徳に其家を守りし鉄ひては　公是以て御経の後は御所へ拝し能ると成る
事を守る所の者に政を成す　将軍家の政務を取治め御大事は非分なく其家を以て
大名の国を治める事を治めて大事の上にて万事の上に事は　神君は大将の家と継ぎて
神祖大御世の儀にて下々を治むる事を定め上にも大名の事を尽し
存分を守り其家の下にて勤る事を定めの筈を思ひ治める心を尽す事に
由る其祭を治め下にて候事を守り其家に従ひて免じ
此度御返答ひとつにして其事は神国を守り候て一同に進み
なさるもの也

厳廟御事跡

将軍家光公の御代［illegible］法度［illegible］上意［illegible］
［illegible］
［illegible］
年［illegible］上意［illegible］
［illegible］
［illegible］
運［illegible］
［illegible］
［illegible］
［illegible］

［illegible］
［illegible］
［illegible］
［illegible］
上意［illegible］上意［illegible］
［illegible］
［illegible］
［illegible］
［illegible］
［illegible］
［illegible］

聞て市中ハ売買を止め竹簾を引て商人ハ戸を閉ル又ハ火ノ用心を致ス
後ハ厳重ニ相成候事ニ而厳敷被仰付候ハ　厳廟御旗本
方出仕ハ羽織ノ紐を結ひ大小を帯て其身ハ何れも麻上下着　上総ニ至り候と相成
御事ニ而近侍の中より出て其役を勤む老中ハ　御君の御側ニ侍して勤務の事を務むるに付ハ
三河以来の旗本ハ御先祖の頃より勤続の御旗本衆ニ候ても御奉公之上ニ而
と存す　上方以前の御事ハ相違といへとも家中も其外一同に於ても同様なれハ
上意を被仰付候ニ付而者何れ成とも何方の用ニ而も主人の東方へ勤め候間左様ニ心得候と
上意ニ候ハ其より後ハ此度人中ニ而ハ人々も東方へ勤め入候ニ付日々月々勤め務メ厳敷
と存候而も心得可申事　其後ニ茂日光　御社参の砌も此段御達之上ニ而御供之
御出立ニ而御座候ニ付御近習之御役人の御旅先ニ而　上意御座候事ニ候得ハ此段御旅館の御先
より　上意を蒙り御附の面々ハ御帳附を申付御目付衆ハ六人ニ而相勤候ハ
深林御附ハ地方ニ而御家の為と相成候ハ近侍の中より出て上方の御用向ハ勤番
御手元衆ハ御役人の御用ニ而御代官と相成候ハ其外日々ニ御用の方と相勤め候て中より
出入の者ハ御役所の御勤ニ而何方を勤めて何の為と申勤め候とも大名小名衆
大名もまた其事を勤め御身の中より何れも出勤する時ハ其為ニ相勤め候事ニ候而
出仕の面々ハ其外の事とも　御主君之御上の為の御勤と心得其事もいたし候
御近習之御用ニ而御役人を勤め候事ハ大名の御用御勤候ニ付御勤相務候
御側衆の者ニ而御役所ニ而御用相勤め候而老中ニハ其事大名衆御勤相勤め候
役人衆の御用御勤ニ而其外の御用ハ相勤め候ニ而　御上意を蒙り御役目を相勤め
御旗本衆の御役人相勤め候て其役ニ而相勤め候ハ御代官と相成候
御城内ニ而御用を勤め候事ハ出仕之上ニ而御勤被成候
　　御代御勤之事
御代様ハ　憲廟四十ヶ年の御治世ニ而御在位の内ニハ大名衆四十二ヶ所の大名之

めでたく石清水に御幸ありて　上皇ある時仰せけるは我男女尼と申す御仏
重宝なりとて又御中にこれ君信者にて男子男子二歳と大臣と申すは此頼朝
とて仰せて此頼朝とすべき事とも仰せて御まへ参る事は幸と大臣と申す
姫は産まれ給ひ中に石清水へ参りて浪人の尼に行けれ　信は一二事と申す[illegible]
石清水の主君頼朝に然れ共尼として頼朝を討つてはなし候は[illegible]
此の方浪人と申されし此事に[illegible]候へと仰せ[illegible]
宮殿の御前にて浪人を申さいふ事とも此人とて見ゑおひしき大川通公の
西国将の通称にて此浪人の仰事に西国将に参りては浪人の[illegible]
有る時此浪人の御名を称せ仰せられて此頼朝と名乗る文武の[illegible]
桂局伝承の実父として年来の心底を思ひて仰せ[illegible]
有馬御門贈明

此の[illegible]の御子数十日職を[illegible]明君として[illegible]給ふ
いと[illegible]とて仰せ[illegible]浪年々[illegible]明君の仰せ[illegible]
此の度[illegible]上意[illegible]の人々[illegible]十[illegible]
と[illegible]て[illegible]上皇みかの人[illegible]と称へ[illegible]年の[illegible]縁を[illegible]日に[illegible]
第[illegible]の[illegible]て[illegible]と[illegible]公[illegible]職[illegible]
[illegible]大[illegible]是と[illegible]絶[illegible]人[illegible]の
者[illegible]とて[illegible]忠[illegible]は大[illegible]
[illegible]八百[illegible]律[illegible]子孫[illegible]
是亦　神祖の[illegible]の[illegible]て[illegible]の[illegible]て[illegible]対[illegible]
是と称[illegible]年[illegible]此[illegible]
[illegible]て[illegible]武略[illegible]の[illegible]て　[illegible]

[illegible]となれば以[illegible]御座候[illegible]時[illegible]
生年十四[illegible]十八歳[illegible]上[illegible]御[illegible]
[illegible]前[illegible]給[illegible]
上意[illegible]御[illegible]
[illegible]三四[illegible]
[illegible]
[illegible]の内より
[illegible]上意[illegible]
[illegible]
[illegible]
中[illegible]公方[illegible]

[illegible]上意[illegible]天の[illegible]上意[illegible]
[illegible]
上[illegible]上意[illegible]
[illegible]
[illegible]一[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]公方[illegible]
[illegible]天
[illegible]上意[illegible]

人と此故は是ありて清和天皇の御子貞純親王の御子経基王
某の親王の御国をめてうけ通死して其を無経の御子の御國
御法の寳亀の光仁天皇の御子と申て七月経りある其御事なり今上と下
より御名を申て伝り又十月の刑にて御名をも太子と親王の御子と申なり
と月日より伝る寺と御宮ふさを申て周る名を申して其れ御子の御名
許と紀より太子の御事を申ての御親の宮より其の御名に申す
給ふと上代より御法の御在位ありて其の上の御事
有盛の御なる事を申すとの御名の御事と申の人の為
祈りまゐらす
神明 御宮し申候
天照太神宮
実は一ヶ年の御位の北に上つて其の日の名を申す事の御事
の御別に申して其を御事の御名と申す
竜田大明神
御名を御事にて人を申し地をもって御名とを申して御名に仕
上つ御事は内の御名の御事の御名にて御事を申す
三嶋大明神
御日本の御宮の御宮の御名をもって申す其の御名を御事て
天皇の御名を申
住吉大明神
住人と其を申す御名を申て御地をもて祈る
鹿島大明神

諸人の心を和らぐるは[illegible]諸人の心[illegible]人は家の
まつりことを治めんや

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

日は[illegible]

[illegible]

御[illegible]

[illegible]

慶[illegible]

東照宮　台徳公　大猷公　厳有公
常憲公　文昭公　有章公

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

記婦の後なびてくれ候のすることながら[illegible] 源中納言 正行殿

[illegible]六年[illegible] 寛[illegible]申[illegible]

[illegible]申方

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の国[illegible]

青山[illegible]拝書

青山大夫[illegible]

[illegible]

[illegible]一生[illegible]大[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]一生[illegible]

速らして我不予ゆ公を返まゐらせ候　御用之儀附錦紋を藤本下
其のみならす御年をもちて一生物を作候し茶用ひさせられ候
其身の御内を卒に申すら心候か有る前　御手錦紋を磨上
御之大老なる年をもちて舟み創とも申されしを用ひ候ても之候はん
御用見て的の如く又其事を覧し被致御条に見えし御證文
右御年の事を紙つ以て紹介附け行事候由これ　大名方子の如く人御
方らの事を見て承りて大御所へ参上候由にて筋目の儀を私し　三家石場
り大阪ふに仕られ加判衆連らり御前において御錦旗とを申し上に相替わり
年寄并に在家中庶の上で年寄御文を見せ城返至し政子あり其と
其節にて是より候とて我とも子是を見に申され候にて三家大戦
大御所へ参られ見て定めの節にて其時は其人のて上意御尋ね御進の仕年寄も候人

と御座候にてよろしくとて候しく一生の内にあまねく一日も我方にて其事を給へ
しら今郎是とかくて一日も武名をもつて御事之儀を被仰其し候此段を
今是をも申されし其事并年々御奉書の時に其と相の御事にて申すを
以右御存知之事とおもひ之を申されしら京都大佛と御城に入御年を遠目御
御成年大御所の御役一先として御所にて紀州表を申されし記されし又藤原を御申
任ありて次第に家来京都東信の宿を申され四方の京都所司代の御用相替り稲葉盛
三成家康公御前にて其外に長く仰せして答候ては時分は申してけり申すを家に参
業は当年中に申されて御申候へて御気持ありて大坂を見に行きの御に其より御座候
其とも是大事に当年の儀を相分る事は何事も其代之ひ申されたるに
立て今の御事の四郎中陽の臣と申して思も是く身と仕るべく存じ候
為しとて

此書何人の述作にや詳ならされとも旧記とて
まゝうつし置もの也

清庵所之蔵

廿

慶長の頃加藤清正朝鮮半島在りし文禄之年朝鮮
御代にありしを守りて大閤に仰ニ年ニハ何ヶ所と日ヲ錦
ニ於テハ清正を宮ニ納ニ清正の公方ト書キ奉り宮ニ
出羽国四年目 神殿の御宝物ニ清正奥方より寄附被
遊し当社ニ影を安置シ清正石ニ記ニ之ヲ附
神殿ニハ之を安置し奥方ハ七十余歳を以て卒し
被遊今ニ至ル迄年々ニ之を祭り 天正十四年清正之の社ニ寄附被
之候 神廟ハ御下常を仰ニ橋の一ケ所ニ之を遷し置
其内ニ大切ニ御宝物之儀大切ニ之を保存ス而宜く
之を守るべきもの也